



これにつきましてお尋ねしましたが、もう一つは、地方税収の問題があるのです。この地方税収というのが、年々、決算額中に占める構成比が減少してきて、これが地方自治体の財政問題の大きな難点になっております。

そこで、この地方団体の財政の問題の一つとしては、企業課税の問題が残っていると思う。大臣にお尋ねしたいと思っておりますけれども、この企業課税というのは、全国の法人中、事業税を納めていない法人が幾らあるのか、ちょっとお尋ねしたいと思うのです。

○佐々木政府委員 昭和四十六年度の実績でございますが、外形標準課税をいたしておりますものを除きまして、全法人数が九十七万九千五百五十五人でございまして、そのうち欠損法人が三十三万三千四百九十一、三四・一％の法人が欠損法人になっております。

○三谷委員 大蔵省で調べました法人数というのは約百万、特殊法人を除きますと約百万五万、こういう計数でありましたが、自治省の調査とだいぶ差があるようですけれども、どういうわけでしょうか。

○佐々木政府委員 ただいま申しました法人は、事業税の課税対象になっております法人でございまして。しかも、所得課税、法人の所得を課税標準にして課税している法人数が、四十六年度で九十七万九千とございまして、その数字の差につきましては、私はよく了解ができませんが、総数につきましては、格別問題の本質に触れる問題ではありませんが、おいておきますけれども、三十三万数千の事業税の免除者がおるといことはわかりました。

そこで、零細企業がそうだとしたらばわかりませんが、膨大な資本金を持つている会社が事業税を納めていない。たとえば、私の調べたところによりまして、資本金三百八十億のいすゞ自動車も事業税を払っていない。それから、資本金二百十九億の三井東洋、これも事業税を払っていない。それから、資本金二百四億のキャタピ

ラー三菱、これも資本金は膨大なものでありますけれども、事業税はただになっておる。これも、あげればきりがありませんが、川崎重工にしましても、三菱アルミにしましても、事業税を払っていない。なぜこういう状態になっておるのかお尋ねしたい。資本金一億以上の法人で事業税を払っていないのが幾らあるのか、資本金十億以上の法人で事業税を免除されておるのが幾らあるのか、その数をお知らせ願いたいと思う。

○佐々木政府委員 あとの御質問からお答え申し上げます。資本金一億以上の法人が、昭和四十六年度におきまして八千五百十八法人、そのうち欠損法人が二千四百五十五法人で、欠損法人の比率が二八・四％でございまして、それから、十億円以上で見ると、法人の総数が三千三百九十六法人、そのうち欠損法人が二百七十六法人でございまして、その比率が九・八％でございまして、

これらの法人は、その法人の各事業年度における所得を課税標準にいたしておりますために、欠損が出てまいりますと、いわば課税標準がゼロになる、こういうことで事業税を納めておらないというところになっておるわけでございます。

○三谷委員 その数字は、私の調査と少し違っているのです。東京都が示しました十億以上の事業税免除の法人は百九十七社になっておる。大阪で調べてみますと九十七社、二つ合わせまして二百九十社社になる。全国から見ると、もっとあるはずなんです。どうしてそういう数字の差があるのか、御説明してほしいと思う。

それから、これが欠損法人だから税を取っていないとおっしゃっていただけますけれども、事業税というものは、そういう法律ではないので、事業税というのを、税理論というのと、自治省の見解などから調べてみますと、事業税は事業に対する税金だ、こういうのです。したがって、事業自体が経済価値取得の力が内在する、そういう観点に立つて課税する、こういうたてまえになっておる。ですから、所得に対する税ではない。これは繰

り返し自治省自身が主張されているわけです。ですから、法人税や所得税の付加税ではない。ですから、いろいろな税金、たとえば道府県民税にしましても、市町村民税にしましても、これは利潤に対する税金になっておる。しかし、事業税というのは、利潤を生み出す過程に課税をするということがたてまえになっておるのではありませんか。ですから、道府県の施設や施策を利用して収益活動を行なっておる。そこで、これらの施設や施設に必要な経費を分担せしめるのだというたてまえになっておる。そうしますと、これが利益があがっておるのにもかかわらず、事業税というものは課税をするというたてまえになっておる。ですから、事業税というのは、法人税や所得税の申告にあたりましては必要経費として差し引く、そういう条件になっておる。そうしますと、いまのあなたの説明では納税がいけない。法人税法上における欠損法人でありまして、事業税におきましては、これは当然課税すべきものであつて、それが課税されていらない。これは一体どういうふうになっておるのか、お尋ねしたい。

○佐々木政府委員 まず、最初の法人数の問題でございまして、事業税は、御承知のとおり、事務所、事業所が各地方団体にありまして、この事務所、事業所ごと納税するということになる。したがって、東京に本店があり、大阪に支店があるという場合には、両方に事業税を納めるということになっておる。それで、それぞれの法人数を単純に合計いたしますと、法人の数は合致しないことになるわけでございます。これは、私どもの統計では、そういう法人を一人として計算をしておりますので、法人数は各県の単なる合計ではない。そういう意味で数字が合わないだろう。

それから、第二の欠損法人の問題でございまして、事業税の性格は、御指摘のとおり、私どもも、いわば法人の企業活動に対応する地方団体の行政サービスに対する負担として事業税を課税していくというたてまえをとっているわけでございますけれども、しかしながら、現実の問題としましては、その事業税の課税標準は、その事業の所得というところになっておるために、欠損を出しております法人の場合には、結局、課税標準がゼロになる、こういうことのために事業税の税額が算出をされない、こういうわけでございます。そういう意味におきまして、現在、事業税が所得を課税標準にしていること、それ自体により事業税の制度としての問題があるわけでありまして、この点は、税制調査会等におきましてもいろいろ指摘を受けているところでございますが、むしろ、事業税の性格から見ますならば、収入金額なり、あるいは付加価値額なりというものを課税標準にするほうがより合理的であろうというふうな考えがございまして、ありまして、いろいろの事情でこうした制度化ができないというのが現状でございます。

いは教育や衛生や消防、公害その他の地方自治体の対策を享受しており、したがって、そういう事態に対して、各企業が一定の負担をすべきだというのが事業税のたてまえなんです。ところが、それは欠損法人だからなくてもいいのだ、国がやっています租税特別措置によっていふ赤字会社が出てくる、その赤字会社は何の負担もしなくともよろしい、これでは少し論理が合わないんじゃないでしょうか。ですから、そのたてまえでいきますならば、資本金二百億、三百億の、労働者を千人、二人使っておって収益活動をしております大会社が事業税ゼロ、こんな不合理なことでは、地方税収が振じりが合いません。いわずや、地方財政や地方住民に大きな被害を及ぼしている公害企業なんというものは、ほとんど税金を払っておりません。このために、地方住民が負担する税金はばく大なものです。ところが、そういう地方自治体の負担に対して対応すべき事業税を免除しますから、全部地方住民が公害企業の公害対策費を負担する、こんなことになっているじゃないですか。

たとえば、テッソがそうです。七十八億の会社ですけれども、事業税は毎年一円も払っていない。たとえば大阪で言いますと、資本金三十億の大阪石油化学、資本金八十億の関西石油、あるいは、最近安中の公害で問題になりましたところの、五十億の資本金を持ってあります東邦亜鉛、これは全部事業税を取らぬようになっている。これでは、そもそも事業税を創設しました根拠がくずれてしまふんじゃないか。これは一体どうされますか、お尋ねしたい。

○江崎国務大臣 その御指摘は、たまたま同じような論議で税制調査会でも議論になっておるところでござります。これは別に免除しておるわけじゃなくて、所得税を対象にしておるというところ、いま御指摘のような矛盾が出てくるわけです。なるほど、それぞれの事業が地方公共団体から受けておる利便に対して何がしかの分担をする。事業税の性格から言いますと、相当な

大会社が欠損であるからというので、何らこの税を納めないということ、これは、確かに、御指摘のように不合理の点があると思います。このことは税制調査会でも、いま申し上げましたように、しばしば議論の対象になっておるわけです。しかれば、その収入金額に対してどういう形で課税をするのか、あるいは付加価値金額についてどうするか、これはなかなか税法上結論を得ないで今日に至っております。これは大企業にかかわらず、中小企業でも、すべて欠損の場合は免除になっておるわけですね。課税はしないことになっておるわけですが、これは税の根本の問題として、やはり早急に結論を得なければならぬというふうに私は考えます。したがって、ひとつ旺盛に検討いたしまして、すみやかな結論を得て、事業税本来のあり方に合致するようにいたしてまいりたいというふうに考えます。

○三谷委員 早急に検討していただいて、合理的な解決をしてほしいのです。つまり、収入金課税を導入いたしましたのも、事業税本来のたてまえからそういう課税方式というものが創案されたわけなんです。これはもちろん所得に対する税じゃありませんから、赤字、黒字にかかわらず一定の課税はできるわけです。ところが、収入金課税というものは限界がありますね。電気と保険とガスなんです。あとは全部所得課税になっていきますから、事実上法人税の付加税になってしまつておる。これですと、事業税という特殊な税を創設しました根拠、論理はなくなってしまう。もう一つお尋ねしたいのですけれども、公害企業というふうな面から見ますと、航空会社があるんですけれども、これは外国企業なんです。資本金三百六十億のルフトハンザという航空会社がありますね。それから、エールフランスという航空会社がある。六百四十億の資本金なんです。百億のデッドノルスケという航空会社がある。こういうものが全部赤字会社になっておりますね。このところが少し合点がいかない。赤字会社になつておる。事業税がとられなくなつておる。なぜそういうふうな計算になつてくるのか、私どもは疑問を持っております。こういう事態につきましては、先ほど佐々木さんは、租税特別措置は排除しておつしやつておりますから、おそろしく個別調査はできておると思ひますが、なぜこんなふうになつておるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○佐々木政府委員 個別の会社につきましての内容につきましては、現在つまびらかにいたしておりませんので、何とも申し上げられないわけですが、事業税におきましては、租税特別措置につきましては、できるだけ排除をしていくという方針で、特に、海外所得等につきましては、これは事業税の場合には、また、その性格上からも、完全にこれを遮断しておるわけでありまして、租税特別措置につきましては、全部これを排除するというところまではいつておらないわけでありまして、まだ相当部分、事業税で租税特別措置は残つておるといふことは言えると思ひます。

○三谷委員 そうしますと、あなたのお答えによりますと、租税上の特別措置を排除して事業税の対象にしておる分と、排除しないで対象にしておる分と二通りある計算になりますね。そういう課税上の不公平が存在してもいいものでしょうか。

○佐々木政府委員 地方税の場合に、国税の租税特別措置法の規定による各種の特別措置につきましては、できるだけこれを排除していくという方針で制度をつくつておるわけでございますけれども、その特別措置の内容によりましては、なかなか排除し切れない分もございます。そういうものが相当部分事業税の中には残つておるということでございます。排除可能なものは、これができる限り排除していくという方針のもとにやつております。

するならば、全部しなければいかぬ。排除しないのなら、全部排除してはいかぬ。いまのお話によりまして、した分もあるし、しない分もある。では、した分としない分では明らかに負担に不公平がある。そうしますと、矛盾が大きくなつてきますが、実際は排除はしていません。地方自治体におきまして独自の調査をして、排除している会社なんというものはあります。全部税務署の調査するのみで、それに従つて事業税は免除する。だから、特別措置法はそのまま生きています。特別措置法における特別措置を、そのまま事業税におきましても生かしている。二重に特別な利便を供与しているという内容になつていまして、これが実際なのです。だから、あなたのお答えは少し矛盾しておりますし、それを強調されまして、ますます矛盾が激化するだけなのです。

そこで、このことが同時に住民税にも影響してきます。住民税も均等割りしか払ひませんから、府県で千円くらい、市町村で四千円くらいですが、これくらい税金しか払ひていないわけなんです。ですから、特別措置を排除して、そうして厳密にやつた場合におきましては、あるいは所得割り課税ができる可能性もあるわけで、やつていないものから、住民税課税も均等割りだけになつてしまふ。これがまた地方税の収入に大きな影響を与えてきているわけですね。こういう状態になつていまして、ですから、いま私たちが親子四人で月十二万の収入があつたとしますと、何ぼ住民税を払うか御承知ですか。これは、三万六千円課税されるわけなんです。ところが、いま言ひました資本金三百億あるいは二百五十億という会社は、事業税はただになる。そうして住民税が、府県、市町村合わせまして五千円程度です。これはあまりひど過ぎます。

そこで、いま大臣が、これは早急に検討を加えて結論を出すとおつしやいましたけれども、いづごろお出しになりますか。これも長いことの問題でしよう。いま言ひました地方制度調査会ですか、そこでどんな問題になつたか私は知りません



おります。

それから、もう一つは、これは具体的に申し上げますと北海道、東北六県、それから北陸四県というように中心になるわけでございますけれども、前からのいろいろな関係もございまして、実績上もそうありますが、工事の施行時期を気候との関係で考えなければならぬから、積雪寒冷地帯という名前でもありますが、内容としてはいま申し上げたような地域になりますし、また、そのほかのところもございまして、こういったところの工事の施行を、気候的に延ばすべきでないところについては調整しないというたてまえでやっております。

これらを通じて、平均的に申しますと五九%、それから、いま申しましたように、大きく分けて三つの対象を除きますと、その他の公共事業については、上半期五四%ぐらいの繰り延べといえますが、実施率になりますので、普通の年よりはやや下半期へのロードをかけるというふうに計画いたしましたわけでございます。

そして、自治省からいろいろ御説明がすでにあったかと思えますけれども、こうした公共事業等の実施については、御案内のように、地方公共団体あるいは実施面に当たる関係方面の方々と、大蔵省としても、相当具体的に、かなりこまかく協議をしながら実施をいたしておりますし、あるいは、位置づけと申しますか、そういうようなこともやっておりますので、そういう場合におきましては、物価等の関係を特に考慮に入れて、政府の支出によって地方側に御迷惑のかからないように、あるいはどうしても避けられないような場合には何らかの積極的な調整をするというように、ただいま御指摘になりましたような御懸念は政府側も同様にとっておりますので、地方側に負担がかかぬで、しかも、目的とすることが達成できるように、きめこまかく、この年度中に、ことに上半期におきましては十分配慮してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○山本(参)委員　ただいまの大蔵大臣の御答弁に

対しまして、時間があるまいので簡単に申し上げますが、事業の繰り延べによりまして、お話しのとおり、北海道、東北あるいは北陸等は、下期に多く事業を遂行するというわけにはいかないことは大臣のお話しのとおりでありまして、できるだけ早急に事業を遂行しなければならぬ。

私どもの県におきましても、先ほど申し上げましたように、中央資本の土地の購入というもので、いままで公共団体で先行取得をやっておりますけれども、その先行取得の倍以上の土地を——いわゆる目的のあるものもありますが、何らの計画も持たないで、投機的に土地を購入されているというものが倍以上あるわけですね。そのことが、農民のほうでは、土地を手放さないという運動につながっておりますので、土地の値上がりというものが非常に大きいです。まあ、公示価格では三〇%以上になっております。それ以上に高くなっている資材の高騰があり、上期に仕事をしなければならぬということになれば、勢い高い資材でやらなければならぬという実態にあることは、いまの御答弁で、私も十分大臣の気持ちがかつたわけでありました。

そこで、地方団体としては超過負担が一番悩みなわけなんです。このことは、四十八年度、四十九年度の両年度にわたって、補助率と補助基準については是正をしていただき、人口急増地帯につきましては補助率を引き上げるといふ措置の配慮を願ったことは非常にありがたいわけでありました。

それにいたしまして、そういう資材の高騰による異常な事態は、昨年の調査の時点よりまた一段と進んでおるのではないかと私は思うのであります。そういったしますと、補助率にいたしまして、今後、公共事業の実行面におきまして、関係各省との間で補助率の是正を急務的にしていただくとか、あるいは、その他の配慮によって事業に支障を来さないような措置をとらなければならぬと思うのであります。大臣の答弁では、そういうことをきめこまかくやっていた

というふうなお話のように受け取ったのでありますが、そういうふうにして承してよろしくございましょうか。

○愛知国務大臣　現実的には、そういうふうに御了解いただいて差しつかえないのでございますけれども、ただ、まことにこれは微妙なところでございまして、私どもとしては、せっかくの目的のための事業量を、これによって縮小するというような結果になることはできるだけ避けたいわけでございます。それが単価の調整ということと結びついて、それでは、事業量が減らしてもいいから単価を上げようというふうになるのは困りますから、そこで、たとえばセメントとか木材、鋼材というふうなものについては、これはいろいろの手段で——金融の引き締めもその有力な手段でございますし、それから輸入の確保、増加というふうな点で攻めていかなければならぬけれども、若干あとに工事を延ばそうというのを考えたのも、実はそれとの関連もあるわけでございます。

したがって、原則的には、お述べになりましたように御了解いただいて差しつかえございませんが、タイミングの関係、資材の関係、価格の関係等とにらみ合わせて事業量を確保し、かつ、地方の負担をふやさないように、なかなかこれはむずかしい問題が重なり合っておりますけれども、そこを何とか調整しながら、初めの計画どおりに事業を遂行するようにいたしたい、かように考えております。

○山本(参)委員　いまの御答弁によりまして、非常に私ども力強く感じております。超過負担の問題はきわめて重要な問題であり、本年度の超過負担解消の措置以上に、実施計画において配慮を願うという大蔵大臣の御答弁をいただきまして、私も、この点は、そういうふうな、その当面した情勢に即応した政治をやっていたかということについては非常に歓迎するのでございます。ぜひそういうふうな、東北の事情もおわかりになっております。愛知大蔵大臣の御配慮を願いたい、強くお願いを申し上げます。

願いを申し上げておきます。

次に、交付税の率の問題でございますが、交付税につきましては、大臣よく御承知のとおり、昭和四十一年の不況のときに三・二%の現行税率になったわけでありまして、それ以来は、この税率というものをそのままにしております。いわば国と地方との交付税というものは、もともと地方公共団体相互の財政調整機能を持っておったが、その後、やがともすれば、国からの不当な財源付与といえますが、財源保障機能のほうにウェイトが置かれるような体制になりましたが、それ以上に私が心配しておりますのは、国との調整機能に重点が置かれる傾向が出てきておるわけであります。四十三年度以降は地方財政は非常に好転したという大蔵省の考え方、あるいは国の財政の硬直化というふうな考え方を打ち出されて、毎年交付税額を国に貸すといいますが、減額措置をとられたのであります。それが、やがとも今度四十八年度に解消されるわけであります。

そのかわり、今度は、四十六年からは、補正予算をはじめといたしまして、四十七年度、これは国から特別会計が借り入れするというような措置がなされ、今回、四十八年度におきましても、九百五十億を特別会計で預金部資金から借りて、これを来年度返すという。四十九年度には、本年度の、これも減税に回すべき財源ですが、思わぬ自然増収、あるいは大蔵省では予想されておったかもしれないが、自然増収によりまして、九百五十億以上の交付税に振り向ける額が出てくるので、まあ一応これは解消するということでありまして、しかし、四十六年、四十七年度は、ずっと五十五年まで年次計画で償還をしいかなければならぬわけでありまして、このことは当時、四十三年度、四十四年度ころに、大蔵省と自治省の間、貸し借りという問題を解消して、この問題について一定の方針を打ち出そうという申し合わせもあり、また、そのことを私も強く要求をしたわけなんですけれども、依然として当年度限りの措置で今日まで来ておるわけであります。

そこで、今日、地方公共団体の行政需要の著しい増高といえますか、そういうことに關連して、三二%の率を上げようという措置を四十八年度は私は期待したわけでありましたが、これが実行できないで、九百五十億というふうな金を借りるという問題が依然として継続しておるわけであります。これが年度間調整であるとはとても言えない。その年度限りの情勢によって貸し借りをやっておるということにすぎないのじゃないか。もう、交付税は根本的に見直す時期に来ておるのではないか。しかも、今日の交付税が、国と地方との非常に不均衡な税体系をかううじて交付税で救われておるという、本来地方公共団体の財源であるものがそういうことで救われておるという実態から考えてみますと、交付税も、もう率を大幅に引き上げる時期に来ておるのではないか。これは当然四十八年度から実施願いたい、私はこう思うのであります。

このことに関連いたしまして、府県、市町村から強い要望も出しておるわけでありまして、また、地方制度調査会その他におきまして、交付税の税率の引き上げということについては、それぞれ答申がなされておるわけでありまして、私どもの期待のように本年度から是正願う——いま法案の審議をいたしておりますが、交付税の修正を願うということも、本年度とでもできないかと思うのでありますけれども、大蔵大臣はこの点につきましてどうお考えになっておられますか。この交付税の税率の引き上げについてのお考えをお聞かせしたいと思います。

○愛知国務大臣 この交付税の税率の問題になりますと、どうも御期待のような御答弁ができないのが非常に残念でございますけれども、率直に申し上げます、基本はこういうところにあると私は思うのです。

この交付税制度というものは、いま言及されましたけれども、私どもから申しますと、国と地方を通ずる安定的な財政調整制度である、こういう

考え方が現在までの引き続いてきました考え方でございまして。したがって、地方交付税にもその思想が非常に活きておるわけでありまして、地方交付税の六条の三からいいますと、「毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き」各地方団体の財源不足額の「合算額と著しく異なることとなつた場合においては、」云々となつておりまして、したがって、「引き続き」「著しく異なる場合」という、この「場合」をどう認識するかで、現状ではそうではないから、四十一年以来の三二%を引き続きしているというのが現在の政府の立場でございます。したがって、この三二%というものは、この交付税法の規定するところに従つて、「引き続き」「著しく異なる」ということにになりました場合には、地方財政にかかわる制度の改正か、あるいは交付税率の変更を行なう、こういうふうなこの法律に基づいての考え方を踏襲すべきものである、かように私どもとしては考えておるわけでございます。ただ、もちろん、地方財政の確立ということについては、大蔵省としても非常な関心を持つべきであるし、また、その努力をすべきでございますから、総合的に、たとえば、行政事務の配分というふうなところまで広げての地方制度のあり方ということ、あるいはまた現実の問題として、各地方地方における状況を総合的に判断をして、地方債その他の問題も含めまして、財源的になし得る限りのお手伝いをしなければならぬ、こういうふうな考えておるわけでございます。

○山本(弥)委員 その地方交付税の率を変更することについての規定の条文のことにつきまして、私どもはよくわかつておるわけでございます。しかし、本年度、たとえば義務教育の教員の優遇、これは法案が通り、人事院の勧告を待つて措置せらるべきだと思つておるわけでありまして、国に百三十億計上し、財政計画にも、地方の負担として百四十五億計上しておるわけでありまして、これは三カ月ですから、額としてはそう多くなつ

ておりませんけれども、来年度はおそらく相当の額、七百億近くになるのではなからうかと思われましますし、教育が重要であつて、その教職員を優遇するということであれば、単に義務教育の職員にとどめるべき問題ではなからう。

大臣も御承知だと思ひますけれども、給与関係の経費の歳出に占める割合は年々低下をいたしておるわけでございます。これは非常に無理をして低下をさせておるのであります。その一方、警察官だとか、消防だとか、学校の職員というのはほとんどふえておる。ふやざるを得ないわけですから、そういたしますと、一般行政に必要な職員はほとんど減少しながら、給与費の歳出に占める割合を低下させておるわけでありまして、これは非常に無理がかかつておる。したがって、市町村によりましては、期末手当にプラスアルファをつける措置をとつておることもあるわけなんです。ね。しかも、今年度のベースアップの状況はわかりませんが、相当の額にはなるんじゃないか。あるいは、福祉優先ということに伴う府県、市町村の置かれた立場、ことに市町村の置かれた立場というものは大きく転換するのではないかと、それは、いわば制度の改正に匹敵するような変り目ではなからうかと思つておるのです。そうなりますと、当然この交付税の率を上げておる、国と地方との配分——ことに、一方、三千幾つもの公共団体の関係は、好況におきまして税収の上がるところと、好、不況にかかわらず税収が固定して、むしろずっと減少していくというふうな市町村もあるのです。そうしますと、そういう市町村に対する交付税の役割というところは重要じゃないか。そういたしますと、その調整をいたしますのは交付税でありまして、何としてもその交付税の税率を上げるということに本年度からは当然考えていくべきじゃないか、かように私は考えますので、積極的な姿勢でお取り組み願うことを大蔵省、自治省に強く要望しておるわけでありまして、考えるべきではないかと私は思ひます。

時間がありませんのであわせて御質問申し上げ

ますが、交付税の基礎になります法人税と所得税の関係、これは大蔵省におきまして、今日、所得税、ことに給与者の所得につきまして重税になつておるというところは十分おわかりのことだと思ひます。年度内においても減税してもいいというふうなことを、大臣は何かの機会に言われたというのを聞いておるわけですが、また、新聞紙上その他におきまして、この点について、積極的に税制調査会において検討するということや、また、自民党におきまして、そういうことができるのかと思つた政策も発表されておるうちに聞いての思い切つた政策も発表されておるうちに聞いておるわけでありまして、所得税の減税ということ、年度内、あるいはおそくとも来年度は当然行なわれるべき問題だと私は思ひます。

それに関連いたしまして、大臣もお考えになつておる法人は、今日、先進諸国に比較いたしますと、非常に実効税率が低い。これを上げるといふことも大蔵委員会その他で言明されたと思つておるわけでありまして、私ども、これは、今日の資源配分から言ひまして、当然考えなければならぬ問題だと思つておるわけでありまして、先進国並みに法人課税の率を上げるにいたしまして、いつも私ども遺憾に思ひますことは、国税を重点に考えて、地方税が等閑視されておる。法人課税は、今日、国税が六七%だつたと思つておるわけでありまして、残り府県、市町村。これは、都市財源といふ七%の比率を占めておる。これは、都市財源といひまして、何らかのところでどうしても法人課税を強化しなければならぬというふうには私ども考えておるわけでありまして、税体系の再検討をなさる際には、この点、国の考え方のみならず、地方自治体の法人課税、ことに都市財源としての法人課税ということについての配慮をしていただかなければならぬと思つておるのです。

交付税の税率の問題と所得税の問題とあわせて、私どもの期待のできるお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○愛知国務大臣 交付税の税率の問題について

は、先ほど、非常に率直にたてまえ論を、いままでの考え方を申し上げたわけでございまして、具体的に来年度におきまして基準財政需要の姿がどうなるであろうか。そして、その財源措置を、先ほど申し上げましたように、固有の地方の税源、あるいは地方債計画、いろいろのものを総合してみまして、そして結論づけるべきものである、かように考えております。

それから、地方行政のあり方が、確かに御指摘のように、特に、最近におきましては、急激に質的变化を遂げつつある、あるいはまた遂げなければならぬという状況であると考えられるわけでございまして、大蔵省といたしまして、地方行政のあり方等について、新しい感覚で積極的に対処し、お手伝いをするようにいたしたいと思ひます。

それから、国税、地方税を通ずる減税の問題でございまして、これも率直に申し上げますが、年度内の減税といふことは実際上むずかしいと思ひます。しかし、少なくとも四十九年度の税制におきましては、法人税に重課をしたい、それから、勤労者大衆の所得税等をできるだけ大幅に減税をしたいといふことで、例年よりも少し繰り上げまして、もうそろそろ来年度の税制のあり方について、いま申しましたような基本的な考え方方で、具体的にいろいろ政府としても勉強をし、また、税制調査会も、例年よりも少し繰り上げて御勉強願うようにいたしたいと実は現在考えております。具体的に、何をどれだけ控除とか、税額がどれだけというところは、いろいろ報道されておりますけれども、政府としては、まだそこまで固まつた案を持っておるわけではございませんが、意欲、姿勢としては、できるだけ個人の所得税等を減税したい。

それから、地方の税源のことをと考えると、この御趣旨でございまして、まことにごもつともだと私は考えます。前段で申し上げましたことに関連いたしまして、税制の改正については、御案内のように、税制調査会でも、国税、地方税を通

じていろいろと御検討を願っておりますし、この上とも自治大臣とますます緊密に協力いたしまして、御趣旨に沿うような気持ちと意欲を持って対処いたしたいと思つております。

○上村委員長 山田芳治君。

○山田(芳)委員 大蔵大臣に、いまの問題に関連をいたしまして、四点だけ御質問申し上げます。

一つは、交付税に算入される経費と補助金を交付するといふ経費との間において、必ずしも明確な区分がないということが現状かと思ふのです。私学の経費について一つ例をあげると、大学の運営費、これは人件費であります、あるいは、施設費等については国から補助金が出ます。また、幼稚園についても補助金が出ます。しかし、まんの高等学校においては交付税に算入をされていく。ですから、予算編成にあつて、そういう交付税に入れるべきか、あるいは補助金とすべきかといふことについての明確な基準値といふものがあるのかといふこととあれば、まあ政策的にきめられるといふようなことになつておる。簡易水道においても、同じように、通常は三分の一の補助金を出しておるのですが、四十九年度からは、財政力指数三〇%以下には二分の一の補助金を出すという制度ができておる。これも、ある意味においては、過疎債、刃地債について、交付税で七〇ないし八〇%を措置しているといふのは、補助金のかき上げの方式を交付税に導入しているのだと見てよいと思ふのです。

このように、補助金と交付税とが非常に混淆しているのではないかと、いふふうに私は思ふのです。そこであらたにどうかといふことと、昭和四十八年度の国庫支出金は三兆九千億で、三〇%の増であります。交付税については、一六%の増の二兆九千億、非常な差が出てきた。地方団体側としては、こういう補助金は一括して交付税の中へはうり込んでいくという中で、やはり税率を上げていくといふふうにするべきじゃないかと思ふのですが、大蔵大臣のお考えはいかがでしようか。

○愛知國務大臣 こまかい区分等につきましては、ちょっと私からだけでは御説明ができませんかと思ひますので、足らざるところは政府委員から補足してもらいたいのではありませんが、基本の考え方としては、交付税といふのは、地方団体の一般の財源として使用するべきものであり、それから、補助金といふものは、政策目的を達成するために交付されるものである。ですから、その性格の違いに基づいて、予算編成にあつての交付税に算入する経費と補助金交付の支出の財源とを異にする編成をしておるつもりでございまして、こまかい点については、政府委員のほうからちよつと補足してもらいたいと思ひます。

○長岡政府委員 御質問の第一点は、ただいま大臣がお答え申し上げたとおりであらうかと思ひます。性格的に国庫補助金と交付税といふものは異なつておるもので、交付税につきましても、御承知のように、地方公共団体の一般財源でございまして、もちろん、その交付税の算定の基礎には、各地方公共団体の地方財政需要をまかなえるだけの金額といふことで算定をいたしておりますけれども、地方公共団体が現実に行なう場合には、ひもつきに、その単価に従つてその数量だけ実施するといふことにはならないわけでございまして、まあ基本的に性格が違つておるといふことだと思ひます。

それから、国庫補助金を交付するような場合に、いわゆる政策目的以外に地方財政対策も兼ねておるのではないかと、いふ御質問、この点も、確かに、御質問の趣旨のような性格も帯びつつあるような気がいたしまして、私もといたしましては、国庫補助制度のあり方全体については、今後とも検討を続けてまいりたいといふふうに考えております。

それから、第三点の、国庫補助金の金額の増加割合に比しまして、四十八年度の交付税の増加割合が低いという点につきましては、御承知のように、国庫補助事業の裏負担といふのは地方財政の負担になるわけでございまして、これは交付税の

みならず、地方税その他の一般財源、あるいは起債等によつてまかなわれるべき性質のものでございまして、交付税だけを取り上げれば一六%の伸びでございまして、地方税を合わせますと二三%くらいの伸びにもなる。したがつて、起債の面におきましても、私どもといたしましては、十分に地方公共団体が国庫補助事業を消化できるように配慮いたしたつもりでございまして。

○山田(芳)委員 若干まだ議論したいと思ひますが、時間がございませぬので、次へ移ります。

超過負担の問題で、いま、山本委員からの質問にも、公共事業については非常に積極的なお答えをしていただいたのですが、たとえば文教施設であるとか、あるいはその他地方団体として、あるいは国民としてどうしても必要な施設については、やはり、義務教育国庫負担のような制度、すなわち精算補助——奨励的な補助金は別でございまして、そうでないものは精算主義の補助金というものを逐次導入していくべきではないか。これが、先ほど話があつたように、どんだん物が上がる。ことしでも二百八十三億の国費ベースの解消措置といわれましても、これだけ物が上がったから、これが帳消しになつて、また超過負担になる可能性がある。そういう意味で、精算主義を導入していくことがやはり必要なんじゃないか。それはものにもよりますが、逐次そうすることが、この超過負担にリリオドを打つゆえんだといふふうに思ひますが、こういう提案について、大蔵大臣、いかがなものでしょう。

○愛知國務大臣 感覚的に考えますと、非常にこともつともだと思ひますけれども、やはりこれもたてまえの問題でございまして、補助の対象は、基準になる経費に対する補助という感覚でできておるものですから、直接びつたり御趣旨にそぐわないと思ひますけれども、できるだけ実際の調査をやつて、そして、その直近の予算のときを非常に大きな参考にするといふことは、現に四十七年度においてやつて、四十八、九両年度の予算編成にも役立っているわけでござい

ますが、こういうやり方はできるだけ今後とも進めてまいりたいと思ひます。

いま申しましたように、基準の経費に対する補助という感覚でございまして、使ったものを精算して、それ全部をまかなうというのとはちよつと趣旨が違ひますので、にわかには御賛成申しかねますけれども、そういう気持ちは持つてやってみてまいりたい、こういうふうに考える次第でござい

ます。

○山田(考)委員 最後に、一問だけお願いいたし

ます。

最近、住宅計画について、非常に建てにくくなつております。たとえば、住宅公団の四十七年度の計画戸数が八万八千戸であつた。建設できたのはわずか三万二千戸であるというようになっておるわけですが、これは用地問題もありま

すけれども、やはり、それだけの住宅がふえてくると、地方公共団体がいろいろな、学校であるとか、生活環境施設等を整備していかなければならぬのにかかわらず、それに対する財源措置ができていない。だから、地方公共団体が非常に反発をして

いる。住宅公団ができた当初には、これを誘致するというような運動が非常にあつたのでありますけれども、最近では、むしろお断りだといふのがあちこちで起つてゐるというのが実態であります。しかも、今回の国会において、御承知のよう

に、宅地並み課税というものが行なわれ、この委員会にもまた、あめ法案と言われるところの特別措置の法案がかかつてゐる。そうすると、大都市周辺の地域においては、どんどん住宅ができてくるといふことは避けられないのであります。現

実のそれに伴うところの公共下水道等々が十分整備されてゐない、学校もできてゐない、保育所もないといふようなことになる。

○愛知國務大臣 いずれもごもつともな御指摘でございしますが、いまおあげになりましたことを大體三つぐらいに分けてお答えしたいと思います。一つは、文教施設等は、特に人口急増都市については、御案内のように、国庫負担率を小中学校関連について上げましたので、これは今年度は相当の成果があるのではないかと存じます。それから、二番目に、たとえば住宅公団等の計画の場合も、今年度におきましては、いまおあげになりました下水道その他の環境の整備について、住宅公団が特に配慮できるように、これは予算上の措置も、四十八年度には相当のくふうを加えたつもりでござい

ます。

○山田(考)委員 最後、一問だけお願いいたし

ます。

最近、住宅計画について、非常に建てにくくなつております。たとえば、住宅公団の四十七年度の計画戸数が八万八千戸であつた。建設できたのはわずか三万二千戸であるというようになっておるわけですが、これは用地問題もありま

すけれども、やはり、それだけの住宅がふえてくると、地方公共団体がいろいろな、学校であるとか、生活環境施設等を整備していかなければならぬのにかかわらず、それに対する財源措置ができていない。だから、地方公共団体が非常に反発をして

いる。住宅公団ができた当初には、これを誘致するというような運動が非常にあつたのでありますけれども、最近では、むしろお断りだといふのがあちこちで起つてゐるというのが実態であります。しかも、今回の国会において、御承知のよう

に、宅地並み課税というものが行なわれ、この委員会にもまた、あめ法案と言われるところの特別措置の法案がかかつてゐる。そうすると、大都市周辺の地域においては、どんどん住宅ができてくるといふことは避けられないのであります。現

る。それから、その資金的な関係については、農協等の系統資金、まあ、レンタル資金というようなことばも使われておりますが、こういうようなところにもひとつ御協力を願ひ、また、大蔵省のほうでも利子補給等について協力をするということと、先行投資に対してはひとつ積極的なかまをしようではないかということでも考え方をまとめたわけでございますが、これをいよいよ実行の段階に入ら運びにいたしたい、こういうふうな考えでおります。考えだけが先に立つて、手が出るのがなかなかおそいという感じがございすけれども、そういう考え方で、ひとつ誠意をもつて着手していきたくと思つております。

○上村委員長 小濱新次君。

○小濱委員 時間の制約を受けましたので、率直に数点大蔵大臣に御見解をお伺いをしていきたいと思ひます。

まず、競馬、競輪、競艇、オートレース、いわゆる公営賭博が、福祉国家と健全な文化国家建設を理想とするのが国の、これはどう見ても政府の輪郭であるというふうに私は考えざるを得ないわけでありま

す。こうした公営賭博は必ず弊害が伴うし、その社会悪という、その影響はあまりにも大きいわけでありま

す。新聞を見ましても、その入場人口が一億一千六百万八十一万四千、これが四十六年度であります。それから、馬券、車券は、二兆円が乱舞してゐるというふうな状態です。日本の経済もこま

で成長してまいつたわけで、このギャンブルが戦後二十五年間も続けられてきてゐるわけですが、戦災復興という、ギャンブルの持つその使命は十分達成されたというふうに見ても間違ひじやな

かろうというふうな考えをわけですが、これはひものつかない財源という

ことで、私は、政府もいよいよこの辺で年次計画なりを定めて、将来廃止の方向に決断すべきであるというふうな考えるわけですが、これはひものつかない財源という

ことで、また、廃止ということになれば、あとの対策は非常に――これはも

う重々わかつてゐるが、この点について大蔵大臣の御見解を承つておきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひ

ます。

○愛知國務大臣 私が、このギャンブルについて、ギャンブル課税を大いにやりたいと思ひましたことに関連しての御質問かと思ひますけれども、現在の競馬、競輪といつたようなものについていろいろの見方があると思ひますけれども、まあ、その窮屈に考えないでもいいんではないかと、こう率直に私は考えるわけでございます。むしろ、これによつて非常な弊害が起るようなところを、社会的な感覚に基づいて、ひとつ税を

ちやうだいして、税源も涵養するということが現実的ではないだらうか。実は、ギャンブル税というものがございまして、いままで踏み切りがつか

なかつたわけでございますけれども、技術的な点は克服して、来年度は創設したいというふうな

ことを、技術的な難点も克服するような方法論を、現在、事務的に、あるいは技術的にあらためて検討をしております。おるようなわけでござい

す。こんな公営賭博にテラ銭が考えられるだろうかとわれわれはまずふしぎに思うわけです。私は知りませんが、いわゆる遊び人だとかやくざだとかいわれる人たちの手なぐさみといわれるばくちも、役がついて、初めて五分デラというふうになっているわけです。ところが、公営ギャンブルが二五％で、四回で全額を吸い上げるということは、あまりにも酷なようにわれわれは考えているわけです。それをまた、いまの大蔵大臣の御発言ですと、ギャンブル税を創設して、今度は税で、というお考えのようでありましても、私は、金という面よりも、教育という面からこれは一考してもらわなければならないのじゃないかと思うわけです。

私のほうにはだいたい公営ギャンブル場があるわけですから、その迎へ行つて子供たちの遊びを見ておきますと、私は三二でいくよとか、五十六とか言つて遊んでいるのです。私どもは、これは何事かと思つたのです。行つたことがないものですからね。ところが、聞いてみると、無言の教育といひますか、その付近の子供たちはそういう方面で悪に染まっています。こういう事実があるわけです。どうかこれは廃止の方向にと、われわれは強い主張をいままでしてまいりましたけれども、二十五年たつてゐるわけですから、ここで恒久化をねらうような大臣のギャンブル税の発言はもつてのはかだと私は考えるわけです。金といつても、自治体に還元されるその予算は、たしか年間千億弱です。決してむずかしい財源ではなからうと思つてから、もう一ぺん御見解をお伺いしたいと思つてゐます。

○愛知国務大臣 私、率直に自分のいままでの考え方を申し上げたわけでございますけれども、貴重な御意見を承りましたので、さらによく検討したいと思つてゐます。

競馬、競輪というもののあり方等については、御承知のように、政府でも、かつて審議会まで設けまして、専門的に検討していただいて、答申もいただいているわけで、その中にはいろいろ拘す

べき意見もあるわけでございますけれども、なおとくとひとつ——いま私がギャンブル税をかけてと申しておるのは、私見でございます。政府で、また、自治大臣とも実は御相談したこともないわけでございますから、とくと真剣に検討させていただきますかと思つてゐます。

○小濱委員 大蔵大臣の発言はまことにこれは大いのでございまして、どうかひとつ慎重に御発言をお願いしたいと思つてゐます。

さらに、もう一点は、私は具体的な面をお伺いしてまいりますが、消防庁が全国的に要望していることは、基準額を、実質の経費の引き上げをしてもらいたいということが一つ。もう一つは、補助率を、三分の一を二分の一、できれば三分の二にしてほしいということ、これは、都市の大小を問わず、超過負担が非常に大きいので、補助率の引き上げは強い要望になっているわけです。人命の尊重という立場から、死者数あるいはけが人を調べてみますと、非常に大きいのです。年間一万人からのけが人が出ております。それから、昨年度でも千七百人からの死者が出ております。その原因をずっと突き詰めてまいりますと、装備品が足りない、消火、消防に従事するいろいろな施設が足りない、こういう形になっているわけでございます。これは消防力の基準第一条には、「最少限度の施設及び人員について定めるものとする。」と書いてありまして、この努力目標について、消防庁は、何とか充足率を高めようというところで一生懸命努力しているようでありまして、この問題は自治大臣の御答弁かと思つてゐます。これをあえて私は大蔵大臣にお伺いをして、この基準率と補助率の問題はどうして御一考願わなくてはならないと思つてゐます。これは、たつての強い要望を私も申し上げ、また、自治大臣ともお話し合ひをしていただきたいと思つてゐます。

きょうは幸いこういう機会を得ましたので、ぜひともこの問題についての御見解を聞かせていただきたい、こういうふうに思つてゐます。

○愛知国務大臣 消防の問題につきましては、四十八年度の予算の編成のときにも、消防庁はもとよりでございますけれども、消防関係の方々からの非常に御熱心な御要請にも接してございまして、私も大きな関心を引き続き持つてゐるわけでございます。

御承知のとおりと思つてゐますけれども、たとえば消防ポンプ自動車などの補助単価は、四十七年度にも相当上げたのでありますけれども、四十八年度におきましては、さらに、防火水槽とか、それから消防の無縁の関係、こういう点につきまして、補助単価を三割引き上げておるようなわけでございまして、それで、消防施設等の整備費の補助金の総額で見ますと、四十八年度は三十九億四千万になつておりますが、四十七年度に對比いたしますと、三五・三％の、かなり大幅な増額をいたしておるわけでございます。それから、補助率のほうは、現在三分の一で、これは消防組織法でも「市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならぬ。」というふうな基本原則がございまして関係もあつて、その法律のもとにおける補助率としては、三分の一というのが最大限度になつておるわけでございます。こういうわけで、今日までも私も私としては相當の関心を持つてきたつもりでございますが、さらに、自治大臣や消防庁長官等ともよく協議をいたしまして、四十九年度にはさらに前向きに検討したいと考えております。

○小濱委員 今度は、消防庁としても、年々にならぬという予算化ができたということで、われわれもその話は聞いておりまして、非常に感謝しておるわけですが、参考までにその内容を少しお知らせしてみますと、はしご車の補助率と基準率のアップについて申し上げたいと思つてゐます。これは昭和四十八年度の見込みですが、東京都の場合は、国の基準によると、特別区のはしご車の充足率は六二％、化学車では七五％、消防艇は四六％、吏員は八一％ちょっと低いわけです。東京都の死者を見てみましても、四十五年度で百

三十人、四十六年度では百三十五人、けが人が四十五年度は千六百七十八人、四十六年度は千五百六十五人。このけが人を、いまの設備では、半減、絶滅することはなかなかできない状態だといふことをわれわれは聞いたわけでございます。そういうことですから、補助率と基準率の問題を、最大限三分の一といういま大臣の御答弁でございしましたが、この点を何とか御考慮願ひませんか、こういう人命問題は解決できないわけです。金で解決ができるわけですからね。

しかも、東京都には、三十五メートル以上ののはしご車は一台もないのです。今度も、三十一メートルクラスのを八台お願いしたけれども、六台になつたという、そういう内容になつてまいります。四十メートルという内容になると、大阪と横浜に一台ずつあるようでありましても、それから、十階以上の火災の場合にはどうなるのかという、そういう危惧も出てくるわけでございます。何としてでも補助率は三分の一を御検討願ひなければならぬといふことになるわけでございます。まして、こういう内容について大臣にちよつとお聞き願ひたいのですが、補助率が三分の一でしよう。三十一メートルのはしご車をつくるのには三千万円かかるのです。調べてみたところが、そうなりますが、この国の基準額は、どういふ計算か知りませんが、二千五百万円しかつかないわけなんです。二千五百万円の中から三分の一ということになるわけなんです。したがつて、七百万円という、そういう補助率になります。三千万円の七百万円、四分の一の補助率ということになるわけですね。したがつて、持ち出しが多い。全国にはしご車は二百三十三台だと思つてゐましたが、大都市にこれは集中しているわけです。もう、地方都市でも高層化してまいりました。何としてでもはしご車はほしいけれども、いまの状態は、持ち出しが多いのでつくれない。

ですから、これは、補助率の問題を基準率の問題とあわせて、どうしても御一考願ひなければならぬといふことでお尋ねしておるわけでもござい

ますので、いま一度御見解をお聞かせ願いたいと思ひます。

○愛知国務大臣 これも非常に率直に申し上げるのですけれども、基準額を合理的に引き上げるといふことは、私は、十分検討の余地があると思ひますし、消防庁等との協議もいたしまして、来年度にはぜひくふうをこらしたいと思ひます。

補助率のほうになりますと、これは、消防というものが市町村の本来の仕事であるということが消防法でも規定されておるわけでもございまして、補助率を、三分の一を引き上げるといふことにつきましては、ちよつといま直ちに考えましようとして申し上げる用意がございせん、これは、やはり、消防というものの基本についての自治省等のお考えにもよることでもございまして、これは、まずから、補助率の問題は、なかなかこれはむずかしい。しかし、基準額については、いまお話しのような実情に合わないところもございまして、十分検討いたしまして、来年度はもっと合理的なものにするといふことは、ただいまお約束を申し上げて差しつかえないと私としては思ひております。

○小濱委員 次に、今度は、流域下水道の問題ですが、全国的に作業が始まりました。そこで、財源問題になるわけですが、これは、御存じのように、四分の二が国でございまして、それから、県がその一つ、地元で残りの一つ、こういうふうになります。で、非常に小さい市町もあるわけですが、五万前後、あるいは町でも小さい町がありますが、それが、負担が、八年、十年がかりで四分の一を負担していくわけですが、これがまた大きな数字になるわけですが、たとえば相模川の場合には、いま、一期工事三百五十億ですが、完成時には、おそらく千四百億円になるであろうと思ひます。その四分の一を地元が負担をする。これは全国的にそういう傾向なんで、私も調べてみたんですが、この流域下水道の工事だけでは、地元の自治体としては済まないわけですが、そこで、その流域下水道に流し込む公共下水道をつくらなければ

ならないが、これがまたえらい持ち出しになるわけですが、したがって、努力はするけれども、そういう点で、これは政府の方針とはいひながら、いままやかにこれを可決することはできないといふことで、議会でだいたい紛糾しているという話を伺っております。

そこで、お伺いしたいことは、何の目的で流域下水道をつくるのかということですね。水質確保という、水を守るんだという、その水は、果水あるいは企業庁の水となつていくわけですから、地元としては、流域下水道に多額の予算を注ぎ込み、また、公共下水道に思わぬ予算を注ぎ込んで完成して、水はなくなるし、漁業問題も出てくる。それからまた、河口付近では、その水を使つておった者が使えなくなる。そして、吸い上げられた水は果水となつて、企業庁がこの利益をおさめていく。自治体は何のメリットもないじゃないか。こういうことがいささかつになつていくわけですね。ですから、この果の問題——企業庁でも、あるいはまた大きな都市でも、その水を引き込んで、みんな私水となつて使つていくわけですが、でも、もう少し地元への補助率を考へるなり、何らかの方法でぜひこの財政対策を考へてやる必要があると私も考へておるわけですが、この点についても、大蔵大臣から御見解をお伺いしたいと思ひます。

○愛知国務大臣 この下水道事業については、いまもお述べになりましたようにいろいろの意見がございまして、とにかく、これは大切な事業であるといふことで、四十八年度に、正確に数字は覚えておりませんが、予算の上ではかなりな増額をいたしましたこと、それから、地方の負担の問題については、とりあえず地方債の計画について特別にお認めをするといふことで四十八年度は対処したわけですが、同時にいろいろの問題がございしますものだから、そういったような経験上から申ししても、ひとつ専門的に検討してもらいたいといふふうなことで、建設省で、特に下水道について、財政計画もあわ

せて専門的に検討してもらいますような委員会をつくってもらひまして、その見解や答申というもの、また方々等も見据えまして今後の対策に資したい、こういうふうな考へておりますのが現状でございします。

なお、こまかい数字等、あるいはまた、われわれとして考へなければならぬいろいろの面については、政府委員からお答えしたいと思ひます。

○小濱委員 持ち時間が少なくなつてまいりましたので、またお伺いしたいと思ひます。

最後に、もう一点だけお伺いしておきたいことは、港湾行政なんですが、戦前は道路予算を上回るほどであつたこの予算が、戦後は著しく低下してまいりました。貿易量の増大といふことで、出入港船舶の激増をもたらし、船舶もまたとみに大型化してまいりました。そして、また、高速化してまいりました。こういうことで、港湾行政としては、無収入施設もあつたりして、非常にたいへんな予算を必要とする行政をいま行なつておるわけですが、御存じのように、特別とん課税と、とん税は、これは一般会計のほうに入つてしまふわけですね。トン当たり三十七円のうち二十二円が還元されるという形です。ところが、港湾担当者、その予算をまた自治体からもらつてこなければならぬという悩みがあつて、なかなか予算ぶんどりができないという悩みが出てきているわけですが、何としてもほしいけれども、方法がない。

そこで、入港料ですが、これは二十五年に法律化されたわけですが、ところが、外港としては洞海湾が一つと、あと、四国の地方港湾が若干、あるいは、いままでに五、六港で取つた例があるのですけれども、以来、入港料は一円も入つていない。こういう形になつておまして、この入港料が——四十六年度でも、五億一千万トンくらい八大海湾だけでも入港しているわけですね。そうすると、一円にしても六億円以上。一円五十銭くらいはほしいといふことですが、それによると十億円近い。そういう入港料が入ってくることになる

のですが、これが全然入つてこない。そこで、これは自治大臣にもお尋ねしたわけですが、きょう大蔵大臣に御見解をただしたいことは、この港湾担当者の財源対策といふことで、何とか自由に使へるような予算を獲得してあげたいという願ひから、目的税といふものを設けるようなお考えは大蔵大臣にございしますか。御見解をお尋ねしたいと思ひます。

○愛知国務大臣 端的に申しまして、目的税というのは、実は、財政当局としてはたいへん困る問題でございします。現に、目的税もございしますけれども、非常に限定された、きわめて異例な場合に行なわれているだけでございまして、目的税を港湾施設につけてやるかとおしやられても、すぐ目的税をやりますとはちよつとお答えしにくいことは御了解いただきたいと思ひますが、しかし、問題は非常に大事なことでもございしますから、結局、その経費の支弁、歳出の出し方にくふうをこらさなければならぬまいか、こう考へるわけですが、いままや、実質的にとん税等の収入といふものと見合せて、また、できれば、その収入以上に施設に経費が充当されるようにといふぐらゐな考へ方でもつくろふをしまつてまいりたいと思ひますので、目的税といふことに限定されての御趣旨でございしますと、この点は、遺憾ながら、にわかには御了解いただきたいと思ひます。

○小濱委員 将来交通輸送という問題が起つてまいります。それから、最近、非常に船も大型化してまいりまして、港湾設備がたいへんな持ち出しであるといふ内容をわれわれは承知しておるわけでありまして。そういうことで、この港湾の近代化といふことで、どうしてもこの問題を真剣に考へてやらなければならぬであろうと考へるわけですが、財政問題として、何とかして取れるところから取らうといふ考へ方に立つてくると、やはり、目的税といふものをぜひ設けてもらいたいといふことは、どこの港の御意見を聞いても出てくるわけではございします。したがって、きょうは大

蔵大臣のせつかくの御出席でございますので、私も具体的な問題をお尋ねしたわけでございますけれども、先ほども大臣はしくぐもつともだという御説を述べられましたけれども、こういう地方自治体の財源問題で非常に苦慮をしている問題のあることを御承知を願ひ、これからの御検討をぜひ真剣にやったださるようお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○上村委員長 林百郎君。

○林(百)委員 大蔵大臣にいろいろ聞きたいことがあるのですが、時間の制限があるものですから、何を中心に聞いていいのかわからずと迷っているわけなんです。この法人に関する税金、法人税、これは、国税としての国の一般会計にも影響を及ぼしますし、同時に、交付税としての地方財政にも影響を及ぼしますし、事業税としても、先ほどの三谷君が質問したように、関係してくるわけなんです。そこで、この点をひとつ聞きたいのです。

円の固定制への移行の問題ですね。これは、大蔵大臣はどう見通しをしているのですか。だんだんだんだん実質的には円の切り上げの方向へ走っているように見えるのですけれども、これは、このままフロートしておくのですか。それとも、一定の時期になれば固定にするのですか。その見通しはどうお考えになつておられるのですか。それが輸出関連の企業にも影響を及ぼしますので、大蔵大臣の見通しをお聞きしておきたいと思ひます。

○愛知国務大臣 国際通貨問題については、たゞいまのところは、九月に予定されておりますIMFの総会がアフリカのナイロビで行なわれることになつておりますので、それまで何となく各国知恵を集めて、安定した国際通貨制度を確立するようになつたというところで、現に蔵相代理会議が精力的に現在行なわれているわけでございまして、日本の政府といたしましては、まず、代理会議において、できるだけ日本の利益が守られつつ、国際的な安定した通貨制度が確立できるように、現

にできるだけの努力をいたしておるわけでございますが、その間、やはり、現状のフロート制というものは続いていくことが適当であるかと考えております。

九月以降にどうなるかということについては、にわかに予断を許しませんけれども、ともかくも、安定した、そして、同時に、調整可能な固定相場を中心とした通貨安定制度というものができることが一番日本のために望ましいことである、こう考えておるわけでございまして。同時に、現在のところは、三月以来、日本における円・ドルの相場というものは安定した推移をたどつておる。そして、実は、今朝も、月例経済報告を関係閣僚とともに聞いたわけでございましてけれども、今日の実質的に安定した相場の影響というものが、輸出の伸びの減と輸入の非常な増大に徴候がかなりあらわれてきたという見方を、企画庁を中心にした経済見通しとしてもしておりますので、この面では、まあまあ小康を得つつある、こう申し上げていいのではないかとと思ひます。

反面において、日本の国内の経済の見通しとしては、やはり、過熱がまだ続いております。しかし、これもだんだんに平穏になるのではなからうかと期待しておりますが、よいことまで申し上げるようでありまして、何といひましても、物価の騰勢を何とかして食い止めるということに全精力をあげなければならぬというのがこれらに関連しての政府の姿勢でございます。

○林(百)委員 四十六年十二月、スミソニアン体制をとったときに一六・八八%の円の切り上げ、三百六十円が三百八円になった。これはもうあなたも十分御承知です。ただいまは、昨日は二百六十五円五十七銭、中心レートの三百八円から一五・九七%アップという数字が出ておるわけなんです。これは、常識的に考えますと、四十六年、四十七年の例で見ますと、輸出関連産業には大きな影響を与えるわけなんです。あなたは、輸出関連の産業の実勢から言つてやや鈍化してきたというようなことを言われましたけれども、

も、ところが、三月決算の東証上場一部、二部会社の決算状況は一体どういう状態になつておるのでしょうか。どうしてこういう状態が出てくるのか、どういふ情勢になつておるのか、これをまず政府からお聞きしたいと思ひます。新聞にはもう出ておることです。

○愛知国務大臣 一言にして申しますと、日本の経済活動が、スミソニアン体制のくずれつつある状況下において、あるいは、円が実質的に相当の切り上げが行なわれているのにかかわらず、やはり、国内的な景気の動向というものは相当な強含みであり、堅調であるということを示しておる、かように考えるわけでございまして。これは、さらに掘り下げて言えば、一昨年、戦後初めて経験したしました円の価値の変更にいうようなことで、当時不況下に置かれて、そういう変動が起こつた。これに対して、不況になつては困るというところとで展開されたいろいろの政策というものがこうした結果になつておるとも言えるのではないかと、こういうふうに見ておるわけでございまして。

○林(百)委員 どうも非常に抽象的ですから、具体的な例を申しますと、これはきよの朝日新聞に出ておるのですけれども、一部、二部上場五百十社について調査したところが、売り上げは一四・二%、経常利益は四〇%、昨年九月份に比べて増。それから、税引き利益が二五・七%の増収。経常利益の絶対額でも、過去最高の四十五年九月份をすでに上回つておる。こういう状態が出ておるわけですね。史上空前の好決算を反映して、増配をしようとする会社が一、二部合わせてすでに百二十二社だ。こういう例も出ておるわけですね。これを業種別に見てみますと、海運、鉄鋼、石油、繊維、紙パルプなんですね。これは別に輸出産業とは言えないわけなんです。こういう面では、このように、史上まれに見るような最高の利益をあげることができるといふことはどういふことなんでしょうか。ことに、東証の一部、二部上場会社といへば、日本の最高、トップクラスの大企業ですね。これがこんな利益をあげることがで

きるということとは、どういうことなんでしょうか。

○愛知国務大臣 これは、端的に言えば、日本の経済全体の非常な強力なエネルギーが発散された結果であつて、その中で、いまおあげになりましたような具体的な会社の活動等の上にそれがあらわれておるというふうに見ておるべきではないかと思ひます。

○林(百)委員 非常にきれいごとを言いますが、それじゃ、いま新聞で報道されております買占め六社のうちの丸紅の例をひとつとってみます。これは、売り上げ高が一兆八千二百八十億円、前期に比べて一六・三%増。営業利益は二百二十三億円で、昨年九月份の百七億円で比べて二倍以上になつておる。何で丸紅がこんなに大きな利益を得たかというところ、まず、木材が三一%、繊維部門で二三%、鉄鋼で二二%、要するに、買占めしているものでばく大な利益をあげておるのです。これをお認めになりませんか。日本の企業のエネルギーが発揮されたなんて、そんなことは国民に通用しませんよ。大蔵大臣、これをお認めになりませんか。本来なら、円がもう二百六十円台になつておるといふときに、輸出産業が鈍化しておるといふときに、国内産業でこんなうけがあらはる。岩戸景気以上だと言つておるのです。これは大企業の買占めによるものですね。買占め、売り惜しみ、これによる利益以外に考えられないのじゃないですか。そうお思いになりませんか。

○愛知国務大臣 これはもう新聞等に解説されておる通りであり、林さんのおっしゃるとおり……(林(百)委員「それはお認めになりますか」と呼ぶ) ええ、その事実はお認めします。それから、先ほど、抽象的ではございましてけれども、言及いたしましたように、それが結局、一昨年来のいわゆる過剰流動性というものに大きな原因があるということをお認めしなかつたつもりでございます。したがつて、その事実に対して、各般の施策を総合的に敢行していかなければならぬ、こういうふうに見ておる次第であります。

○林(百)委員 そこで、国民を苦しめて、こんな、かつてないような利益をあげている、こういう利益に対してはやはり税金をかけて、そして、これを国の手に還元して、国民に恩恵を及ぼすようにする、こういう施策を至急に講じなければならぬ、私は思うのです。

そこで、国のほうの法人税を見ますと、これは百分の三十五、四十九年の三月末百分の一・七五付加するということになっているわけですから、これも、このような国民の苦しみの中でばく大な利益をあげて、増配、復配をする会社が百二十二社もあり、経常利益が四〇％で、史上まれに見るもので、絶対額で言えばもう前例のないような額だといふ、こういう事態に対して、法人の税制からいって、この程度でいいとお考えになっていませんか。率直なお考えを聞かしてもらいたいと思うのです。

○愛知国務大臣 法人については重課しなければならぬ。反面におきまして、所得減税といいますが、個人の所得に対して、特に勤労大衆に対してはできるだけ大幅減税をやりたいということをとくと考え、かつ、例年に先んじてことは作業を開始をいたしまして、来年度には、国民的に御理解がいただけるような、税制の相当大きな改正を断行したい、こう考えております。

○林(百)委員 来年から大体どの程度のことを考えておられるのですか。新聞にはこれは出ておるわけなんですけれども、これはもちろん大体の作業ですから、ここであなたが言ったからそうなたとかならないとかいうことを私は言うつもりはありませぬけれども、しかし、質疑応答ですから、もう少し具体的なお話を聞かなければならぬと思います。大蔵大臣としては、現在の法人税率をどれくらいにお考えになっているか。私たちの政策としては、これは累進的にすべきだと思うのですけれども、実際、四の実質的な再切り上げによって打撃を受けている中小企業もありますから、これはやはり軒並みに一律な法人税の引き上げを課するというわけにはいかないと思いま

す。こういう国民の苦しみの中で、買い占め、売り惜しみによって得た利益に対しては累進的な課税をすべきだと思うのですが、こういう考えがあるかどうか。かりに累進的な課税をしないにしても、現行の税率をどの程度まではできたら引き上げたというふうにお考えになっているのですか。

○愛知国務大臣 先ほども申したのでありますけれども、基本的に法人に重課をするということとで、これから作業を始めようとしておるところでございますが、やはり一般的に、社会的に、これは一つのコンセンサスだと思うのです。したがって、各所各人がいろいろな意見をまだ模索しており、そのいろいろのことが報道の上にもあらわれておりますが、何と申しまして、政府としては、いま検討を一生懸命やっているとございいますから、たとえばこれを何十％にするつもりであるということまではちょっとまだ私としても言える段階ではございませぬが、相当の程度に税率も引き上げたいと思ひますし、それから、いわゆる特別措置といふものについても、これは洗い直しをやらなければならぬ。同時に、財政需要といふものが、先ほど来のお話にも出ておりますように、年を追うごとにふえるわけでありまして、これに対して財源をどういうふうにかねてから、やはりそれと見合せていかなければならぬのではないかと私は思ひます。

それから、税の体系としても、直接税と間接税との関係、あるいは地方税の関係をどうするか。なかなかこれは関連して複雑な要素がございいますから、法人税だけを端的に平均して何十％にするとか、あるいは少額法人に対してはどういうふうな措置をするとかというところまでは、もう少し時間の猶予をしていただきたいと思います。

いずれ、税制調査会も、この国会中にもひとつお開きをいただいて、十分意見の交換を始めた。できるだけ早くこれをやりたいと思つておるところでございますし、ただいまのところは、税制調査会における御審議についても、ひとつ思

さまいろいろの御意見を出していただいて、そして、これを政府としてだんだんにとりまとめていくようにしたい、こういうふうにかえておるところでございます。

○林(百)委員 新聞にはもうすでにこういうことが出ておりますが、こういう作業も進んでいるかどうか。その引き上げ幅については、暫定税率を含めて四〇％程度に引き上げたいと考えている、配当部分の税率軽減措置、それから、受け取り配当の益金不算入比率、個人株主の配当控除の見直しといふような、こういう法人税制に関する全般的な改正をここで再検討しなければならぬ、こういうことを大蔵省も考えているというように新聞にも出ておるわけなんです、この程度のこととは考えているのですか。

○愛知国務大臣 大蔵省の中でもいろいろ意見交換をやっておりますが、その中の一つの考え方として、いま御指摘のような考え方もあることは事実でございますが、大蔵省全体として、まとめてこうと申し上げるところまではまだいいないというところは先ほど申し上げたとおりでございます。

○林(百)委員 それでは、この問題だけ質問していただきますと時間がかかりますので、交付税率の問題について、ひとつ根本的に考え直す時期が来ているのではないかと、いうように私も考えるわけなんです。

実は、四十六年度の補正予算では、このときは四の対ドル関係の変動もあったわけですから、このときは、一般会計からの補てんが五百二十八億、交付税の特別会計のほうへあつたわけですね。これは補てんですから、もう切りというところですね。それから、借入れが、一般会計から特別会計へ千二百九十六億、合わせて千八百二十四億あつたわけですね。それから、四十七年度では、一般会計からの補てん、これはもうい切りですが、千五百億、特別会計への借入れが千六百億、合わせて二千六百五十億。それから、これは、御承知のとおり九百五十億の借り

入れ。これは一般会計と交付税特別会計との関係で、このところずっと借り入れが続いているわけなんです、一方、いろいろのファクターがあるわけですが、時間の関係上顯著な例だけ申していただきますと、やはり、地方財政の窮迫のために地方債の増額が非常に続いているわけですね。一応数字をあげてみますと、昭和四十八年度の地方債計画が総額二兆二千五百三十億円で、これは対前年度当初比の三〇・四増、非常に大幅な増加を示しているわけです。それから、昭和四十七年度にも、当初は地方債計画一兆七千二百七十八億円でしたけれども、修正後は二兆二千三百五十二億に地方債計画が組まれたわけなんです。四十七年度末の現在高の地方債を見ますと、自治省の資料によりますと、普通会計分が四兆八千七百二十一億七千二百万円、公営企業債、それから準公営企業債、特別地方債で四兆九千八百八十八億一千七百万円、こういうばく大な地方債が累積されてきているわけなんです。

一例を申しますと、たとえば、埼玉県内の市町村の昭和四十八年度の予算編成の状況を見ますと、予算規模は対前年度比三二・四増、ところが、市町村債は、この予算規模の対前年度比増よりもさらに高い四七・四増になっている。それから、積み立てた基金の取りくずしに伴う繰り入れ金が七四・八増の増になっているわけですね。歳入の中に占める市町村債の構成比が二一・〇。これは、一般会計から交付税特別会計の借入れが、四十六、四十七、四十八年と続いているといふことばかりでなくて、地方債がばく大な増、四十七年末の累計がもう九兆七千億になっている。それから、地方自治体の財政規模全体を見ましても、市町村債の増が予算規模の増よりもずっと多くなっている。基金取りくずしの繰り入れ金の額が非常に多くなっている。

こういうときに、大蔵大臣、この交付税の交付率について、もう少し真剣に自治省あたりとも相談なさって、再検討する必要があるんじゃないでしょうか。三年間、毎年毎年、一般会計から交付

税特別会計が借り入れをするとか、もらい切りの金をもらっているとかいうことは、先ほどの地方税法の精神から言ってもアブノーマルな状態だと思ふのですけれども、どうなんでしょうか。あな

た、少し色よい返事はできないのでしようか。

○愛知国務大臣　まず、事実を申し上げてみたいと思うのですけれども、地方債の依存度でござい

成をどうするかという、そのワクの中で検討しなければならぬ問題であると、こういうふうには考へておるわけでございませう。これだけを取り上げて交付税の税率を上げないかと言われても、端的にその点にイエスといつて色よい返事をするこ

資金、対応する資金を捻出しなければならぬわけですね。それについては、一体どういうように大蔵大臣としてはお考へになるのですか。都道府

の抜本的な改正につきましても、地方の財源といふことも十分考へて、国、地方を通ずる税制の改正といふことで取り上げていきたいものである、

○愛知国務大臣　また、事実を申し上げてみたいと思うのですけれども、地方債の依存度でござい

た不健全さじゃないかというところは、これは、やはり大蔵大臣の答弁だと思ふのです。しかも、赤字団

○愛知国務大臣　これはもうよく御案内のことであ

これでも各委員の間でかたがたありますが、まだ問題が残つておる部分がありますので、これをどうす

それから、その次に、交付税の問題で色よい返事をというお話しなんです、これは、先ほど山本委員に私が非常に率直にお答へしたのは、交付税制度というものが今日まで考えられ、かつ法制的に組み立てられてい

それで、それが関連してお聞きますが、国のほうは公債が発行できるわけですね。たとえば、今年度も二兆三千億

○林(百)委員　もう一問。これで終わります。

これは昭和四十七年に四十六年度分の六項目だけを調査したわけですね。あとの項目についてはどう

それから、その次に、交付税の問題で色よい返事をというお話しなんです、これは、先ほど山本委員に私が非常に率直にお答へしたのは、交付税制度というものが今日まで考えられ、かつ法制的に組み立てられてい

それで、それが関連してお聞きますが、国のほうは公債が発行できるわけですね。たとえば、今年度も二兆三千億

○林(百)委員　もう一問。これで終わります。

これは昭和四十七年に四十六年度分の六項目だけを調査したわけですね。あとの項目についてはどう

それから、その次に、交付税の問題で色よい返事をというお話しなんです、これは、先ほど山本委員に私が非常に率直にお答へしたのは、交付税制度というものが今日まで考えられ、かつ法制的に組み立てられてい

それで、それが関連してお聞きますが、国のほうは公債が発行できるわけですね。たとえば、今年度も二兆三千億

○林(百)委員　もう一問。これで終わります。

これは昭和四十七年に四十六年度分の六項目だけを調査したわけですね。あとの項目についてはどう

それから、その次に、交付税の問題で色よい返事をというお話しなんです、これは、先ほど山本委員に私が非常に率直にお答へしたのは、交付税制度というものが今日まで考えられ、かつ法制的に組み立てられてい

それで、それが関連してお聞きますが、国のほうは公債が発行できるわけですね。たとえば、今年度も二兆三千億

○林(百)委員　もう一問。これで終わります。

これは昭和四十七年に四十六年度分の六項目だけを調査したわけですね。あとの項目についてはどう

いとお考えになっているのか、その辺のところを確かめて私の質問を終わります。

○愛知国務大臣 これもさくばらんにお答えいたしますけれども、六項目が一番大きな問題なんでしょう。そして、六項目について、これは一省だけでやったのでは客観性に乏しいというところで、たしか、六省で共同調査をして、そこで出した結論を、四十八年、四十九年で解消しよう——これは六項目でそういつているうちに、また物価が上がり、単価が上がり、追っかけ追っかけになつていくことは否定できませんけれども、とにかく、四十九年度中に、この六項目については超過負担の解消をやり遂げたい。そして、その間必要があれば、六項目以外にも調査をし、かつ対象を広げてかまわないと思ひますけれども、私のさくばらん気持ちは、六項目が整理できれば、これはよほどよくなると思ひておりました、まず、ここに重点を置いていきたいと考えておるわけでありませう。

○林(三)委員 じゃ、時間がありませんから……。

が、どの程度加味されておるのか、お伺いをいたします。

○長岡政府委員 御質問の趣旨をちよつと私理解いたしたかねたのでございますが、今回計算をいたしております臨時沖縄特別交付金につきましましては、ただいま先生のお話のありました三百八十八億圓が計上されておるわけでございますが、これは、性格的に申しまして、制度そのものといったしましては、本来、沖縄が本土に復帰いたしました沖縄県になれば、地方交付税制度の中に入つてしまふべき性格のものでございませうけれども、沖縄復帰直後のいろいろの特殊事情も考えまして、そういうような沖縄の特殊な事情を考慮に入れて、普通の交付税交付金のほかに、特別の、これだけの金額の計上をいたしたわけでありませう。ですから、沖縄のための特別の交付金であるという説明もできますとともに、これがなければ、いわばそのしわが本土の他の地方公共団体に及ぶわけでございますから、全体の交付税の中でまかなつていくと考へました場合には、沖縄という新しい仲間が入つてまいりました場合に、当然、沖縄の復帰に伴う三税の三二%よりも沖縄の財政需要のほうが非常に大きいということになりますと、そのしわは沖縄以外の府県や市町村にも及ぶということも配慮いたしまして、沖縄復帰後五カ年間に限る臨時的な措置として設けられた制度でございませう。

○折小野委員 昨年沖縄が返還になりまして、一日も早く沖縄を本土並みにということではいろいろな対策がとられてまいつておるわけでございますが、その一環といたしまして、本年度、沖縄関係の地方交付税に当たるものとして、国の一般会計から三百八十八億圓が出されるということになつてまいつております。しかし、御存じのとおり、沖縄の実態というものは、現在の本土の実態からいたしますと非常に違つておるわけでありまして、この際よほど力を入れなければ、本土並みになることはなかなかむずかしい。こういう面から、この交付税相当の特別措置の金額にいたしまして、考慮がなされておるはずでございます。今回、五百十億を、一昨年度の平年度並みのならしということにいたしました、それを基礎にして三百八十八億というものが計上されておるわけでございますが、その中で、沖縄の特殊事情というものが、これは金額でも比率でもけっこうございませう。

御質問の趣旨が、どの程度に沖縄の特殊事情が加味されておるかという点でございますが、こまかい積算の基礎は別といたしまして、その際には、沖縄の特殊な財政需要等を勘案した上で、四十七年度三百六十五億圓という金額を想定をしまして、これを、その後五年間にわたつて、次第に、いわゆる一般的なところの地方交付税制度の中に吸収されていくという考へ方で四十七年度は——失礼いたしました。五百十億を基礎として、その年度途中で、復帰いたしました五月十五日以降の金額を調整をいたしました四百五十七億圓の八割を特別に交付をするということと三百六

十五億圓が出たわけでございますが、四十八年度はこの五百十億圓を基礎にいたしまして、四十七年度から八年度への国税三税の収入の伸び率によつてこの金額を伸ばしまして、先ほど申し上げました五年間に次第に一般の交付税制度の中に吸収されていくという仕組みに基づきまして、四十七年度はその八割を特別に交付いたしました。四十八年度は、これを減額いたしました。その六割を交付するということになりました。先ほど先生がおっしゃいました三百八十八億圓というものを臨時沖縄特別交付金として予算に計上した次第であります。

○折小野委員 いまの御答弁の中に、私が聞き違えたかどうか知りませんが、三百八十八億圓というのは、結局、沖縄の特殊性であるというふうに聞こえるような御答弁がございましたが、そうじゃございませぬ。

○長岡政府委員 特殊性というのは、私は、いまお答え申し上げたことで間違つていないと思つてございませうけれども、沖縄に交付される交付税の額というのは当然これだけではないわけでございます。こういうものが本来の交付税に加つて、沖縄の財政需要を満たすために交付される、こういうことになるわけでありませう。

○折小野委員 沖縄の特殊性なんです、これは、一般的な特殊性というものもあるかと思ひますが、しかし、復帰に伴います現実の推移の中で出てくる特殊性というものもいろいろあるわけでございます。特に、復帰の前後、急激な物価の高騰あるいは経済の混乱というものが見られた。そういうものが尾を引きまして、最近では、特に、土地の買い占めであるとか、その他いろいろの特殊な事情が出てまいつておるわけでありませう。したがって、復帰のときに沖縄の特殊事情を考慮するということであるいろいろな措置が講ぜられておるんですが、現在の沖縄におきまます県並に市町村の行財政の運営というものは非常に困つておるといふ実情を聞いております。もちろん、資材が少なかつたり、あるいは値上がりしたり、あるいは人

が足りなかつたり、人件費が上がつたり、こういう実情は本土の中にも幾分あるのですが、しかし、それは沖縄において特ににはないだしいということをお聞きしておるわけなんです、そういうような現実の実態というものがこういう中で考慮されておるのかどうか。あるいは、考慮しなければ、今後の沖縄の行政というものは破綻をするのじゃなからうかという懸念するわけなんです。ですから、今回どれだけそういう実態というものが考慮されたか、あるいは、今後そういうものをさらに考慮していくのかどうか、こういう点をお尋ねしたいわけなんです。

○愛知国務大臣 御質問の趣旨にあるいは沿わないかもしれませんが、地方財政の制度から見ると沖縄問題以外に、政府としての特殊性に対する施策もあるということも御承知であると思ひます。たとえば、公共事業関係の経費で申しまして、これは沖縄開発庁が直接担当するわけでございます。それから、他の都道府県とは異なりまして、補助率等もこれはずっと国が多いわけでございますが、特に、沖縄開発庁関係として掲げられておりますものも五百二十七億というふうになつております。この中には、それは海洋博覧会というふうなものも含んではおりますけれども、道路、港湾、漁港、生活環境施設等といったような、直接沖縄県民のためになるような点について、一般会計から直接配慮しておるものも相当にあるということもつけ加えて申し上げておきたいと思ひます。

○折小野委員 もちろん、ただいま大臣のおっしゃつたことは承知をいたしております。また、そういう面であらゆる配慮がなされてしかるべきであるというふうに考へております。しかし、短期的な現状を見ますと、そういうようなことをやられておることがかえつて沖縄の現状を混乱におとしれておるといふ面はないわけではございません。先ほど申し上げた物価の問題とか、その他資材の不足とか、いろいろな問題も、これは、よかれとしてやつておられる沖縄の海洋博

んかの影響というものはないわけではないのであります。そういう面の配慮というものも十分なさしてやってまいらなければならないと思います。しかし、時間もございませんで、こういう面についてこまかに申し上げるわけにまいりませんので、その点については、ひとつ十分な配慮をしていただきたいということでありま。

この特別交付金がことしは〇・六、来年は〇・四、その次には〇・二というふうになんて減らされていくわけなんです。と申しますことは、結局、なしくずしに交付税の金を食っていくということになつておるわけでありま。先ほどの答弁にもありましたように、沖縄県というのが新たに加わつたわけですから、その分だけ財政需要がそっくりふえたといひますならば、それに応ずる歳入というものも当然考えていかなければならない。しかし、それが一応は考えられておるのであります。が、だんだん減らされていくということは、地方財政全体からいひますと、結局総体的に財源が減つてくるということになつてまいるわけでございます。この面につきましても、今後、交付税の充実といひますか、少なくともこの点からでも考えてまいらなければならぬのではないかと、いふふうに考えますが、いかがでございますか。

○長岡政府委員 この臨時交付金が、先ほどお答え申し上げましたような性格のものであります。関係上、五カ年間で減額したすわけでございますが、そうなりましても、沖縄自体に交付されます交付税にしが寄るわけではありま。結局、沖縄に必要な基準財政需要額をまかなうだけのものは当然確保されるわけでございますが、御指摘のとおり、全体の問題として、これがどういふ影響を与えるかという点でございますが、私どももいたしましては、現在のところ、確たるお答えを申し上げるのはいかがとは存じま。けれども、四年後の地方財政の規模と、それに対応する交付税全体の金額とは、沖縄のこの臨時交付金が五年間で減額することによって全体の地方財政がまか

なえなくなるとは考えておりま。けれども、全体の問題としては、当然その時点においては検討すべき問題であらうか、かように考えております。

○折小野委員 臨時措置が終わつたあとには、ということでございますが、終わらない現在の状態においても、全体の地方財政からいひますと、これだけ財源が減つておるわけでございますから、それ並みには考慮していただくのが至当ではなからうかと考えま。理屈からいひますと、やはり、それだけの分をふやすことは、沖縄が復帰した以上当然でございます。先ほどから三二%の交付税率についていろいろ御意見がございましたが、少なくとも、三二%プラス幾らかというふうなことで考慮していくのが至当じやなからうか。これは沖縄だけの問題でございますが、そういうふうなことで、今後の地方財源全般から見ますと、交付税あるいは地方税、あるいは起債、というふうないろいろな財源がございま。今後いろいろな面で、地方自治が担当してまいらなければならぬ公共事業といひますのはふえてまいるわけでございます。特に、福祉重点の施策を講じていこうといふふうになるならば、自治体がいかなければならぬ仕事といひますのは当然ま。ふえてくると思ふので、これがふえてくるということになりますと、当然、それに応ずる財源といひまのを考慮してまいらなければならぬ。

福祉元年といわれる四十八年度におきましては、それほど十分な配慮がなかつたからと言へばそれまででございますが、それに対応する形といひますのは何かといひますと、地方債をふやすというところでございま。地方財政計画の中で一番伸び率の高いのは地方債でございます。しかし、そういうような状態を今後続けてまいりますと、やがては地方財政といひますのも破綻に瀕する。そしてまた、公共事業といひますのも十分な成果をあげるわけにはまいら。国民の福祉も阻害されるということになつてまいります。そういうような面からいひますと、地方税の面におきまして

も、交付税の面におきましても、もつともつとふやすべきだ、そういう方向で十分な検討がなされるべきだといふふうに考えま。現段階で三二%を幾らにするといふことはおしやれないだろうと思ひますが、少なくとも前向きの姿勢で御検討をいただきたい。そしてまた、地方税におきましては、そういう面を考慮していただきたいと思ひますが、ひとつ、これについてお伺ひいたします。国税につきましても、法人課税の強化といふことを考慮して検討しようといふようにされておると承知いたしておりますが、地方税の方面におきまして、法人課税の強化といひますものに対する大臣の御見解を賜つておきたいと思ひま。

○愛知国務大臣 地方税の問題になりますと、これは自治省のほうからお答えいただく筋合いでございますが、お尋ねでございますから、私から申し上げま。先ほどもちよと触れましたけれども、法人に重課するといひますことは、これはもう国民的なコンセンサスになりつあるように私は理解いたしております。したがって、国の法人税についても、税率を含めまして前向きに検討を始めておるわけでございますが、やはり、これは地方税も通じて取り上げてまいらなければならぬと、それから、先ほど申しましたように、税制調査会、国税、地方税を通じて、総理大臣の諮問機関としてあるわけでございますから、税制調査会におきましても、地方税としての法人に対する賦課をどういふふうにするべきかといひまことはあわせて十分検討していただきたいものである、かように考えております。

○折小野委員 現在の地方行政の大きな流れからいひますと、税収を強化するといひます方向は、いわゆる都市的な財源を確立するといひまことに大体通じてまいります。交付税をふやすといひます方向は、過疎対策を中心とした方向だといひます。今日、過密、過疎、いずれも非常に大きな問題を持つておるわけでございます。特に、政府が過密と過疎の同時解消といひまことを言われる以上は、この両

財源ともに強化をして、そして、調和のとれた国土をつくつていく、こういう方向でなければならぬといふふうに考えるわけでございます。したがって、私どももいたしましては、今日までのような、そしてまた四十八年度に見られるような、起債をふやすことによつて当面を糊塗するといひまことではなしに、自主財源を強化する、税収もふやす、交付税も相当程度に拡充する、こういうような方向で特に検討すべきであるといひます。この考えをわけでございます。最後に、大臣の御所見を伺つて私の質問を終わります。

○愛知国務大臣 私も同じような考えを持つておるわけでございます。地方行政財政を通じて、財政需要に対して総合的に税源を考えていくという角度で私も検討してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

特に、地方債について再三御言及でございますが、私は、先ほど申しましたように、地方債の依存度といひますのは、現在のところでは、国の場合よりもかえつて資がよろしいといひまことを申しましたので、地方債の依存度といひますものがふえることは決して望ましいことではない、こういうことも私もあわせて考えておりますので、大体的な考え方は同じような考え方をとつていひます。私もお話を理解させていただいた次第でございます。

○折小野委員 終わります。ありがとうございました。

○上村委員長 この際、午後三時三十分から再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時十四分休憩

午後三時三十分開議

○上村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。地方交付税法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。細谷治嘉君。

○細谷委員 最初に、地方交付税の問題に入る前に、地方財政上の問題で、重要な問題でありますので、その点についてまずお尋ねしたいと思います。

私も、最近、地方の公共団体の長にしばしばお会いするわけでありますけれども、その際に、異口同音に訴えられることは、建設資材の値上がり値上りによりまして、四十八年度の予算はできなければ、その予算に組み込まれておる事業費予定では、どの業者も指名競争入札では落札しない、そこで、最低の札に対して、随意契約という非常手段を講じておるわけであるけれども、その随意契約でもなかなか落札しない、引き受け手がなく、こういうことを聞くのであります。物価、特に、建設資材のたいへんな値上がりでありますから、私も、さああらんとお尋ねいたします。

そこで、お尋ねしたい点は、四月の十六日に自治省でこの辺を察知されたと思うのであります。と申しますのは、同じ四月の十六日に、地方六団体が、公共事業の実施対策での緊急要望というもので、私が申し上げたようなことについて、緊急な対策を講じてほしいという要望がございまして、その前に、四月の九日に、全国町村会が、公共事業用セメント資材の確保についての要望を出されております。こういう要望を受けられたかと思うのでありますけれども、先ほど申し上げました四月十六日に、自治省は、「昭和四十七年度および昭和四十八年度の公共事業等の施行について」ということで各省に要請をされておるようであります。その要請書を拝見いたしますと、最後に、「貴省庁において講ずることとされた措置内容について、折り返し当職までお知らせ願います。」という要請を各省に出しておるわけであり

ます。

そこで、これは四月十六日でありますから、すでに一カ月近くたつておるわけでありまして、私は、各省からこういう問題についてある程度回答を得ておるものというように期待いたしておりましたけれども、私が、各省から得た点について

資料をいただきたいということを申し出をいたしましたところが、昨日、自治省のほうから、関係省庁に求めた物価値上りに伴う措置については、まだ何ら回答を得ておらない、自治体の予算措置状況は把握していないという回答を得たわけであり

ます。

第一は、各省庁に要請をしたわけでありまして、けれども、その回答を得ていない。これは各省庁も悪いでしょう。しかし、自治省も、自治体の予算措置状況については全く把握していないというところもおかしい。地方公共団体が、六団体がこれだけの申し入れをしておるわけでありまして、それについて何らの把握もしていないということも、これはおかしいと思うのです。

各省庁にお尋ねいたしますが、まず、自治省のほうから、この問題についての状況をお聞かせいただきたいと思います。

○江崎国務大臣 自治省は、公共事業の実施対策に対する緊急要望を地方六団体が受けまして、まさにそういう事態であろうということも十分認識して、いま御指摘のような措置を、各官房の会計課長にとつたわけであり

ます。

一方、私も、閣議におきまして同じ趣旨のことを発言いたしまして、超過負担の問題がやかましく言われておるから、かりそめにも、この値上りによって超過負担を地方にしているような結果にならないように十分弾力的に配慮されたいということも、各関係大臣に強く要請をいたしておきました。これは、閣議においても、もつともであるということも、全部了承されたところでもあります。

いま、お話しのように、自治省としては、的確に推移を情報キャッチしまして、そうして、これに対応して機宜の措置をとるといふ体制をとっており

ます。またまとまった報告に接しないというふうな御指摘でございますが、何せ、この通達を出しましてからまだほんの二十日余りという

ことであります。詳しい内容等につきましては、その後の経過等につきましては、事務当局からお答えをいたさしたいと思います。

二割ぐらいの事業費の単価の引き上げをやつておるところですらもうどうにもならないという状況であります。

そこで、まず、そういう事業を持っております大きなところといえますと、建設省であります。自治省に報告なさつておらないようでありまして、建設省としてはどういふような対策を講じておるのか、現状はどうなのか、どう対策を講じようとするのか、まずお伺いしておきたいと思

います。

それから、地方の実情についてでございますが、これは、今月の十六日の日に、私どものほうで、全国の財政課長、地方課長を緊急に集めてお

ろ加藤（優）説明員 建設省の地方厚生課長の加藤でございます。

実は、私も直轄を対象にしておりますが、官房長、会計課長が別の委員会に出ておりますので、代理で申し上げます。

ります。その会議の席で、県の実情——それから、地方課長の場合でございますと、全市町村くまなくというのは時間的に余裕がございませんので、目ぼしい市町村の事例について、資料をもつて、私どものところで、当日、この問題を中心に

御指摘の点は、異常な物価の値上りに対してどう対処するかという御質問かと思ひますが、私どもとしましては、まず、最初に、既契約分、つまり、四十七年度の契約では、その年度で繰り越したものが相当ございます。直轄、補助を含めまして、約千三百五十億ほどございます。これらに

対しまして、通常契約に基づきますと、通常の場合ですと、有償で繰り越しを認めるわけですが、これは異常な値上りだということで、無償で繰り越しを認めて、三月末を過ぎまして、いま申し上げたような数字の繰り越し額が全体としてはある。ところが、繰り越し後も、資材が入らない

たがって、新年度に入つて、いわゆる適正単価で契約更改を認めるということ——これは業界筋あるいは国会でも相当議論になりまして、最近、特に補助工事に多いわけですが、公共土木工事に

関しましては何らかの措置を打たなければいけません。というところで、旧契約約款のいうところのインフレ条項を適用しまして、平たく言えば、残

工事、つまり繰り越された残工事、未済の残工事類を対象にしまして、それが百分の八ないし十をこえたものについては契約更改を認めよう。もつとも、その前提として、全然四十七年度工事を

倍ぐらひに上がつておるわけです。したがって、

これは、全国の各地のものも十分私は持つておりませんけれども、ほかのところも全く同様ですね。二

倍ぐらひに上がつておるわけです。したがって、

前年同月比であります。それから、家具、建具等が三七・四％、これが北海道の状況であります。

これは、全国の各地のものも十分私は持つておりませんけれども、ほかのところも全く同様ですね。二

倍ぐらひに上がつておるわけです。したがって、

やっていないというところは問題になりませんので、およそ四〇%以上の進捗率のあるもの、こういう二つの条件を課しまして、それについては発注者、受注者ともに折半で、お互いに異常な物価値上がりに対する対処をしてその工事を仕上げていこう。実は、これはいままでいろいろ検討されたのですが、ごく最近、府県の照会に答えて通達することにしております。それが既契約分に対するものでございます。

もう一つ、御指摘のように、先ほど事例で申されましたが、新年度に入ってから異常な単価の高騰がございます。これに対しては、なかなか落札しないじゃないかという問題がございます。これは、適正な単価で設計書、内訳書といったものを積算して、もう一回契約をするよりしかたがないのじゃないかというふうに考えております。

根本的には、労務、資材が安定するというのが大前提になるのですが、なかなか鋼材、木材、セメント等、公共土木に非常に関係のある資材については、御案内だとも思いますが、それぞれの農林省さんあるいは通産省さんにおいて生産調整の手だてを打たれているように聞いております。

〔委員長退席、中村（弘）委員長代理着席〕それが前提にならうかと思いますが、私も、私どものほうとしましては、事務的には、新しい契約が落札しないという問題につきましては、それぞれの地域におけるそれぞれの適正単価で再設計、再見積もりをやつて、契約を再度やるよりしかたがないのじゃないか、こんなふうに考えております。

○細谷委員 いまのお答えは、主として国の工事についての御答えだと思ふのですが、補助工事についても同様ですか。

○加藤（優）説明員 前段に申し上げました既契約分に対する措置としましては、これは主として補助工事の要請に基づいております。私どもの地方厚生課はまさに直轄を担当しておりますのでございますが、直轄工事で申しますと、七〇%ないし八〇%、四十七年度工事については済んでおります。

す。それで、非常におくれておるのは補助工事でございます。一部は県から非常に要請が強いのでございまして、先ほど申し上げたようなことを検討して、ごく最近通達することになっております。

○細谷委員 超過負担の多い文部省等の学校建築はどうなっておりますか。

○菅野説明員 教育施設部長でございます。

文部省といたしまして、学校建築を所管しておりますのは当教育施設部でございますが、たゞいまのお話のように、直轄といたしましての国立文教の関係と、補助事業の公立文教とがございまして、たゞいまの御質問は、主として自治体に関連する公立文教の御質問だと思ひますが、これにつきましては、やはり、国立文教とも同じように、単価の御質問でございます。実は、私も技術屋でございますが、その単価の異常な値上がりというところは、施設を実施する責任者といつたしましては、被害者といひましようか、非常に困つたことだと思ひておりました。物価が異常な値上がりをしていふように努力をしたいというのが基本的な気持ちでございますが、もちろん、いまお話がございましたように、これは文部省だけでなく、関係各省の御協力を得なければならぬ点もございまして。

それで、四十八年度の建築単価につきましては、これも政府全体の各省とも関連がある問題でございますが、なお、四十八年度の事業実施につきましては若干の推移を見る必要があると思ひますので、その間に、これに関連する諸措置の効果をを見きわめる必要もあり、その上で、予算執行の段階において、十分財政当局との打ち合わせもいたしまして、実情に即したように検討してみることがある、こういうふうに考えております。

○細谷委員 運輸省は。

○久田説明員 港湾局の建設課長をいたしております久田でございます。

港湾関係の事業につきましては、まず、直轄事業につきましてはさほどの影響が出ておりませんので、いまのところ特段の措置をとる必要はないと存じておりますが、地方公共団体の実施いたしております補助事業につきましては、建設省さんと同様相当の影響が出ておりますので、さらに実態を十分に把握いたしまして、著しく実情に沿わないということが判明いたしましたら、関係の各省庁とよく御相談いたしまして対策をとっていきたい、かように考えておる次第でございます。

なお、四十八年度の発注分につきましては、特に、発注の時期をなるべく平準化したすように指導をいたしたい、かように考えておる次第でございます。

○細谷委員 時間があまりありませんから、厚生省もいらつしておるのですけれども、ちよつと次に質問を進めさせていただきますと思ひます。先ほど大蔵大臣がこちらに参りまして、山本委員がこの点について大蔵大臣の考えをたしたわけでありまして、大蔵大臣の考え方というのは、一口に言いますと、予算に計上してある事業量は減らしたくない、減らさない、こういうことであります。減らさないということになりましたと、これは事業費を上げていく以外にない、こういうことになりました。主計官おられますね。どうなんですか。

○加藤（隆）説明員 先ほど大蔵大臣が山本委員の御質問に関連して答えた中で、そういうふうに受け取られる個所があったかと思ひますので、細谷委員の御質問があるというので確かめましたところ、大臣の真意は、予算でつくつた事業量がある、それを確保したい、ところが、物価が上がつておる、両方を考え合わせながら、どうしたらいいだろうかということを考えているというふうにお答えになった、私はそういうふうにとつたんですが、そういうふうなことに聞いております。

○細谷委員 いまは五月の十日を過ぎた段階でありますから、まだ一年は十月以上ある。従来でありますと、公共事業はこれからということですよ。ですから、大蔵大臣としては、事業量を減らすということとはなかなか言ひにくいと思ふのです。しかし、事態は明瞭なんですね。ものすごい物価の値上がりです。しかも、また、たとえばセメントを例にとりますと、一俵三百円であつたものが千五百円なんという実態ですね。それでセメントの問題が片づくかといひますと、たとえば、四十八年度の第一・四半期のセメントの年間需要予想というのが、官公需が千二百四十万トン、民需が七百七十万トン、大体において六対四のことです。四十八年度全体は、官公需が四千八百九十万トン、民需が三千九十万トン、合計八千八百万トンというのが見込まれておるわけですね。ところが、大体において、今年の二月のセメントの生産能力というものは七千三百二十万トンしかないわけですよ。七千三百二十万トンの生産能力しかない。それを八千万トンつくるなんというのではできない。しかも、セメントの生産能力というのが、大体適正稼働率というのは八〇%弱だといわれておるんです。それを、九四%ぐらいの稼働率で昨年の暮れあたりやつておつてこういう状態です。これはセメントを一例としてとつたわけでありまして、これはセメントなり建設資材というものが、下がる可能性というのを期待することは無理だと私は思ふ。

こういう中において、事業量を減らさないで大体それを消化していくということになりますと、これは間違ひなく財政措置をしなければならぬ、こういうことになるわけですね。予算に計上されてある事業量は変わらないんだ、その中において事業量をきめていくんだ、こういうことであればよろしいわけでありまして、事業量を固定しておいてやるということになりますと、これはもうどう見ても財政措置をしなければならぬ、こういうふうに見えておるわけですが、この点大臣、どうなりますか。

○加藤（隆）説明員 セメントの問題でございますが、まずは、この四月十二日に物価対策閣僚協議会が開かれまして、生産、流通面の措置がきめまかくとられたのは御承知のとおりでございます。

て、先ほど大蔵大臣が答えましたように、繰り延べの措置によりまして、繰り延べ対象の経費の総額が大体七兆くらいになります。が、かなりのものを前半押えるというように、財政面からやりますとともに、年初来の金融政策における預金準備率とか、公定歩合とか、窓口規制とか、こういうようなことで全般の超過需要を押えていくわけでございます。相当いろいろなむずかしい問題があるでしょうが、そういうような総合的な物価対策の中で、予算執行をどう考えるかということになるわけでございます。その場合に、普通一般の公共事業については、先ほど建設省のほうから御答弁申し上げたように、いまようやく各省実施計画の内部作業に入っております。またわれわれのほうには持ち込まれておりませんが、一般の公共事業につきましては、簡単に申せば、事業量を圧縮して単価を上げるというやり方では、従来からやっております。そういうようなやり方をやっていくことになると思います。

それから、次の公営住宅であるとか、文教施設あるいは保育所とか、われわれのほうでセツトものと言っておりますが、こういうようなものをどうするか。これにつきましては、担当官庁のほうで内部の作業を進めておられます。われわれのほうは話を聞いておられます。大蔵大臣が申し上げましたように、せっかくできた予算で、まだ日も浅く、予算成立後まだ幾日もたっておりませんが、大臣といたしましては、予算の事業量は確保したい。しかし、物価は非常に上がっており、この中で、各省の対策をいろいろ伺いながら、これから議論をするという段取りにあるわけでございます。ですから、物価の値上がり、総合的な対策でどういうふうになっていくか、各省がどういうふうな対応をするのか。私の担当の地方財政の角度から申しますと、単価値上げを公共団体に押し寄せるというふうなことが、この解決というのには絶対にやめてもらいたいし、大蔵省といたしましては、そういうようなことは毛頭考えておりません。各省がどういうふうな対策

をおとりになるのか、場合によっては事業量が落ちるのか、あるいは、物価がかなり鎮静化してゆけるのか、あるいは、金融政策などの効果があつて物価がある程度おさまるといふようなことで解決できるのか、あるいは両方のミックスになるのか、もうしばらく時間をいただきたいというふうに考えております。

○細谷委員 どうも、政府の確たる方針がはっきりしない。大蔵大臣は、やはり事業量は守つていきたいということだった。地方公共団体はどうしますか。事業量を守るのか、守らないのか、わからぬ。守った場合には、財政上の措置はやつていただける確実な見通しもない、こういうことになりました。国はいいでしょうけれども、大臣、地方公共団体はどうにもならない。

私は、ある市長さんに聞きました。ある市長はこう言っているのです。自分のところは、予算が通つた四月の一日と二日に、急ぐものは全部入札にした、落ちなかったものは、随分でかたりのものは許可したと言っております。たまたま業者が仕事を待たぬために、出血覚悟で、随分でそれを請負ったんじゃないかと思うのです。これは長続きいたしません。

ですから、これは自治大臣としてはっきりしていただくか、大蔵大臣のことは主計官がくずしているようなものだから、自治大臣としてこの際はっきりしていただくか、事業量ははっきりしない。しかし、大蔵大臣ははっきり言っております。上半期には五九・二%やるのだ、その中では、積雪寒冷地域の事業については、新聞に書いてあるように七七・一%、それから、災害復興事業については六八・八%、こういうふうには、気候の関係とか、あるいは災害復興等については、鋭意やる、こういうことです。しかし、その他の地域の公共事業については、前年度は七六・三%でありましたけれども、今度はスローダウンする、ですから五九・二%、こう言っております。これは後半になってまいります。地方公共団体は手につけられませんか。どうなるのか、政府の

方針をこの際きちんとしていただきませんか困る。今度の予算の本質というのは、これはあとで質問いたしますけれども、公共事業を主軸として日本列島改造をやつていくというのが政府の方針でしょう。この方針をはっきりしていただくか、困ると思うのです。いかがですか。

○江崎國務大臣 まさに、重要な御指摘だと思います。そこで、私も、地方の実情を的確に把握することと同時に、いまおっしゃるように、国の方針を確定すること、これが何よりも急務だということに思ひます。

セメントの対策では、韓国から緊急輸入をするなど、あらゆる手を打っておるわけであり、また、建設費は鎮静化してはおりません。やや鎮静の方向に向かつたといふことは言えるでしょうが、以前の値段に比べますと高いというふうな場面でございます。これは関係各省庁と十分連絡をとりまして、政府の確固とした方針をすみやかにきめまして、そして、地方公共団体にそれぞれ誤りのないよう通達をして、安心させるような措置をとること、これはぜひ急ぎたいと思ひます。

○細谷委員 大臣、現実問題としては、予算に計上されましたそのワケを断固として守つて、そのワケ内で事業量を圧縮していくという、そういうことは事実上とり得ないし、予算の方針から言つて、それは方針がくずれちゃうことですから、それはないと思ひます。そう言つてまいりますと、現実には、予算に計上されておる事業を一〇%消化していくか、いや、一〇〇%は単価の値上がりでだめなもので、とにかく七〇%ぐらいは何としても消化しよう、という、いわゆるオー・オー・ナッシングじゃなくて、予算のほうも、事業費全体を、補助額もふやしていき、そして、事業が予定に近いくところではなすげられるようにということになるのではないかと。これはわかりませんが、しかし、大蔵大臣の、その事業は一〇〇%に近いところであるというところは、さっきの答弁で主計官はくずしておるけれども、まあそ

ういうことだと思ひます。自治省としては、五月十六日に、各県の財政課長、地方課長等を集めて、実情を聞いた上で対策を講ずるということであり、早急に方針を講じていただくと思ひます。

同時に、いずれにいたしましても、北海道の町村会長が陳情しておりますように、国庫補助基準の緊急改定ということは、これはどうしてもほしいと思ひます。もう一つの問題は地方財源の確保。当面の諸施策等の円滑な執行をはかるため、地方交付税、起債等、地方財源の確保について緊急措置を講じていただきたい、こういうことが強く要望されております。したがって、予算どおり事業を消化していくのか。そうやっていくと、それに伴つて、必然的に事業費の単価の更正をやらなければなりませんし、それに対する地方交付税等の財源措置を講じなければならぬと思ひます。出しているけれども、具体的にしたい、こう思ひますが、いかがですか。

○江崎國務大臣 全くおっしゃるとおりだと思ひます。したがって、まず、地方の実情を的確に把握しまして、そして、緊急措置としての国の方針を決定する、こういう段取りです。すみやかに処置したいと思ひます。

○細谷委員 実は、通達を出してから一カ月近く、自治省が末端の地方公共団体の悩みといたしてを察知せぬで、五月十六日によくやうな会議を開く。各省庁には要請をしているから、それで事は済んだということではいかぬのであって、この辺は、自治省としても、事態の深刻さをもつと把握して努力していただくべきではなかつたかと私は思ひます。たいへん失礼でありますけれども、これだけをひとつ御注意申し上げておきたいと思ひます。

その次に、私は、交付税の問題に入つていくわけであり、その前に、私が自治大臣にどうしても聞いておきたいことは、いま、日本の政治というものは、いわゆる高度成長政策とい

うものでの民間設備主導型の経済政策というものを、財政主導型、そして福祉重点の型にしていくなんだということについては、これは国民的なコンセンサスだと思うのですが、この点いかがですか。

○江崎国務大臣 御指摘のとおりだと思います。

○細谷委員 しかば、そういうものを推進していく場合に、地方公共団体の行政的な役割、財政的な役割、それはどういうふうに位置づけられるべきものでありましょうか。大臣のお考えをお尋ねしておきたい。

○江崎国務大臣 生活関連の社会資本が非常に貧弱で、特に、福祉対策を推進するということになりますと、どうしても地方の財源にいろいろ不足を生じてくるわけでございます。したがって、地方の財源を、国としては十分に充足するようにしていく必要があるというふうに考えております。

○細谷委員 地方の財源を充実していかなければならぬという大臣のことばは、そのまま私も全く同感であります。国と地方の財政を通じて言えることは、国は税金を取りましても、その大部分というものは、交付税なり補助金なりを通じて、社会福祉の問題にしても、社会保障の問題にいたしましても、あるいはもう国民の期待にこたえるためにも、地方公共団体がやらなければならぬわけですね。そういう意味においては、福祉重点のこれからの政治や政策を推進していくためには、地方公共団体の役割は、行政的にも、財政的にも、まさしく重要ではないかと思うのですが、いかがですか。

○江崎国務大臣 そのとおりだと思います。

○細谷委員 ところで、私は大臣に申し上げたいのですけれども、自治省がここ数年、地方の行政的な問題について、行政制度の問題について、こうしたい、ああしたいと提案した法律というのは、遺憾ながらほとんど成立していないのですよ。大臣、これは御存じですか。

○江崎国務大臣 仰せのように、自治省として

は、現実にはいろいろな施策をやっておるつもりでございますが、どうも思うように法案が成立しない。御指摘のようなこともあったように記憶いたします。

○細谷委員 それはあったように記憶しますといつても、その当時は、大臣は一生懸命防衛問題に取り組んでおったので、地方行政がどうなっておるか、あるいはどうあるべきかということについては、十分なあれはなかったかと思えますけれども、たとえば、都道府県合併特例法なども、何べんとなく国会にかかりましたけれども、とうとう日の目を見なかった。あるいは、公務員の定年制の問題も、遺憾ながら日の目を見なかった。いま、今度の国会に、自治法の一部改正という形で、広域市町村圏を法的に位置づけようという法律も出ておりますけれども、これも、過去の数回の国会で議論を重ねてきたことであります。行政局から出した法律で最近成立したのは、いわゆる公用地の先買権に関する、去年出た法律ぐらいですよ。あとは全部パーでした。しかし、財政の問題については、いろいろ議論はされましたけれども、これは通ってまいりました。しかし、私は、その問題も通じて見ていった場合に、すでに質問もありましたけれども、その法律というものが、どうして行政的なものが通らなかったかというのは大臣の——これからの地方行政、財政というものは重要であるけれども、それは、住民から離れていって、中央集権化していくところに問題があるのだということが重要な争点になっておったと思うのです。そういう形で、その法律は成立しなかったけれども、いわゆる行政制度の法律的な改正は行なわれませんでした。財政的には、けっこう政府の思うような中央集権化への方向が進められていったというふうに学者も批判しております。私もそう思っております。議論されておりました交付税の、いわゆる補助金的性格が一段と濃くなってきているとも言われてきたと思うのです。

したがって、私は、大臣とこまでは一致した

わけですね。地方の行政、財政というものを強化して、住民の意思というものを、あるいは福祉というものを重点的に推進していかなければならないという、こういう原則的なことまでは一致しましたけれども、いま私が具体的に申し上げた点においては、財政面、行政面、いずれもそういう方向ではなかったというふうに批判してもいいように進んでおりますが、これについてどう思われますか。

○中村(弘)委員長代理 この際、暫時休憩いたします。

午後四時二十四分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

昭和四十八年五月二十六日印刷

昭和四十八年五月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

H